

児童相談所一時保護所第三者評価 評価シート

【基本情報】

1 施設情報

施設名	高知県立中央児童相談所（一時保護所）		
管理者職・氏名	高知県中央児童相談所長 藤田 靖	定員 (現人数)	35名 () 名
所在地	高知市若草町 1 0 - 5	TEL	088-821-6700
職員数	常勤 9 名 非常勤 2 1 名		
専門職員（常勤職員 には職名の頭に○）	(専門職の名称) 名		
	保育士 3 名		
	児童指導員 1 5 名		
施設・設備の 概要	居室数	設備（鉄筋コンクリート〇階で：居室、食堂等）	
	居室数：17	食堂・体育館	

2 理念・基本方針

【理念】
・皆が笑顔で過ごせるようにしよう
・子どもとともに成長できる場所にしよう
【基本方針】
・子どもに一時保護所に来てよかったと思ってもらえるようにする。
・子どもの立場で考え、子どもの安心感、共感的対応を大切にする。
・子どもの権利が守られるように行動する。
・子どもへの支援の専門職を自覚し、常に専門性の向上を図る

3 特徴的な取組

子どもの命の安全と最善の利益を守るために、迅速かつ的確に対応することを基本姿勢とする。

4 自己評価実施状況

担当者職・氏名	
実施体制	

5 第三者評価受審状況

評価実施機関	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	調査実施 期間	令和5年10月12日～10月13日
前回までの受審回数 及び受審機関	1 回（令和2年度） 受審機関名（特定非営利活動法人あいおらいと）		

【第三者評価総評】

◇特に評価が高い点
○毎年自己評価が適切に行われており、3年に1回の第三者評価の結果を踏まえ、不十分な事項について着実に改善を行うことができています。
○職員は、子どもの権利や安全を守ることが最優先であることを認識し、その実現に向けてどのような対応が望ましいかをチームとして考えながら、子どもの養育・支援にあたることができています。
○業務マニュアル及び各種様式が適切に作成されており、業務の標準化を図ることができています。
○保護所内の職員同士のコミュニケーションが日常的に図られているとともに、児童相談所内の各部署の情報共有ができており、子どもの支援につなげている。また、支援計画や記録等に関する業務システムも有効に活用されており、情報共有や業務の効率化につなげることができています。
○会議の開催にあたっては、全ケースの共有及び検討を行っているが、内容の改善、開催日の工夫及び時間短縮等に取り組んでおり、職員の働き方改革にもつながっている。

◇改善が求められる点
○全般的に業務マニュアルは整備されているが、見直しの仕組みは確立できていない。また、プライバシー保護など一部マニュアル化されていないものもあることから、必要に応じて順次整備していくとともに、見直しの時期や方法を定めるなど仕組みを確立ことを期待する。
○保護所として事業計画が策定されていない。作成している目標設定と関連させて重点的に取り組むことをまとめた事業計画を策定することを期待する。
○子どもの養育・支援の質向上が求められるなか、職員の専門性を高めるため、職員の研修履歴及び研修ニーズを把握したうえで更なる研修・育成を進めていくことを期待する。
○開放的な環境及び子どもの所持物のあり方など、時代の変化に応じて制限等をなくして子どもの権利擁護の強化が求められていることから、子どもの安全を前提にしたうえで将来に向けて何をどのように取り組んでいくか検討し、実施していくことを期待する。
○児童相談所全国ダイヤルのことも伝えていたが、使い方の練習はしていないため、実際に全国ダイヤルを使用できるよう電話を使用しながら具体的に伝えることを期待する。
○触法少年の受入れの際、また身近な親族を失った子どもへの専門家チームによるバックアップ体制が未整備のため、今後のあらゆる事例を想定し、体制づくりを進めることを期待する。

【第三者評価結果に対する施設のコメント】

評価、指摘を真摯に受け止め、良い評価項目については継続し、改善が必要な事項については、所内で共有して改善に取り組み、子どもにとってより安全・安心な一時保護所を目指します。

児童相談所一時保護所第三者評価 評価項目

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (1)権利保障 ①子どもの権利に関する説明

【N01】子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

◆ねらい

一時保護にあたり、子どもの権利及び制限される内容や、権利が侵害されたときの解決方法について、子どもに対して適切に説明されているかを評価します。

【N01】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	○
	○ 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している	
	○ 日常生活の中で伝える取り組みをしている	
1-2	子どもの権利が侵害されたときの相談先及びその方法を説明しているか	○
	○ 職員や第三者に相談できる具体的な相談先や方法を説明している	
評価 (s、a、b、c) の理由 子どもの権利について、入所時等に権利ノートを用いて子どもに説明している。権利ノートはひらがなを用いて分かりやすい表現で作成され、また日誌の後ろに備え付けるなど、子どもがいつでも確認できるように工夫している。 また、毎月2回、男性と女性の弁護士が一時保護所を訪問し、子どもが個別に相談できる取組を行っており、子どもが第三者と定期的に個別相談できる仕組みとなっている。		

◆評価の留意点

一時保護所において、子どもの権利が守られていることが重要であり、その内容について子どもに対してもきちんと説明を行う必要があります。

説明すべき事項が網羅されているに加え、対象が子どもであることから、子どもの年齢や理解に応じた説明が行われているか、子どもが理解しやすいようなツールを作成するなどの工夫がされているかなどを確認します。

また、一時保護開始時だけでなく、保護開始後の日常生活においても必要な場面でその内容を伝えることも重要な観点であることから、保護開始後の対応についての職員の意識や具体的な取り組みについても確認する必要があります。

評価項目 【N01】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P1
---------------	---	----

【N02】子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

◆ねらい

一時保護された子供の意見が適切に表明されるような配慮がなされているか、また子どもの意見を一時保護等に反映する取り組みが行われているかを評価します。

【N02】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)	評価 (○、△、×)
2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか	○
○ 子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している	
○ 子どもの意見等を積極的に把握する取り組みが行われている	
○ 子どもが意見等を言いやすくなるような工夫がされている	
○ 子どもから、意見等が出されている	
○ 子どもが自主的・主体的に提案したり、取り組みができる仕組みがある	
○ 苦情解決の体制が整備されている	
2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取り組みが行われているか	○
○ 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている	
○ 実際に子ども意見等が反映された事例がある	
評価 (s、a、b、c) の理由 意見箱を置き、子どもから意見等を出することができる仕組みができており、児童相談所副所長が意見箱に投函された内容について、職員間で共有するとともに、記名があるなど投函者が特定できる場合には、子どもに個別に協議結果を伝えるなど、丁寧な対応に努めている。 また、弁護士が子どもから保護所での生活に関する意見等をヒアリング形式で聴取する仕組みは、子どもが意見を表明できる場になっている。	

◆評価の留意点

まずは、子どもが意見・要望・苦情等を表明できる仕組みがあるかを確認します。職員とのかかわりの中で意見が表明されることが望ましいですが、子どもにとっては言いにくいこともあるため、意見箱の設置や第三者委員等の窓口の設置などの体制を構築する必要があります。

次に、これらの仕組みにより、子どもの意見等が出されているかを確認します。子どもから意見等が出されていない場合には、意見等を表明してよいことやその仕組みについて、子どもに分かりやすく説明ができているかを確認するとともに、意見等を表明しやすい、相談しやすい仕組みとなるような工夫が必要であると考えられます。

一時保護所側から、積極的に子どもの意見を把握する取り組みが行われているかも重要です。子ども会議の開催や退所時や定期的なアンケートを実施するなどの取り組みがなされているかを確認します。

把握した子どもの意見等が尊重されていなくてはなりません。子どもの意見等に対して、どのように対応しているか、一時保護等の質の向上を図る取り組みに反映される仕組みがあるか、また実際に反映した事例があるかを確認してください。

評価項目 【N02】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P2
---------------	---	----

【N03】保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

◆ねらい

一時保護の開始にあたり、子どもに対して必要な説明がなされているか、また、子どもが理解できるように伝える工夫が行われているかを評価します。

【N03】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)	評価 (○、△、×)										
3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか <table border="1"> <tr><td>☐</td><td>保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している</td></tr> <tr><td>☐</td><td>一時保護の期間について、できるだけ具体的な見通しを伝えている</td></tr> <tr><td>☐</td><td>一時保護所での生活、注意事項等を説明している(例 私物の取扱いなどを丁寧に説明している 子ども同士で個人情報を交換しない等)</td></tr> <tr><td>☐</td><td>リーフレット等のツールを作成・活用している</td></tr> <tr><td>☐</td><td>子どもに分かる表現を用いて、具体的に説明している</td></tr> </table>	☐	保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している	☐	一時保護の期間について、できるだけ具体的な見通しを伝えている	☐	一時保護所での生活、注意事項等を説明している(例 私物の取扱いなどを丁寧に説明している 子ども同士で個人情報を交換しない等)	☐	リーフレット等のツールを作成・活用している	☐	子どもに分かる表現を用いて、具体的に説明している	○
☐	保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している										
☐	一時保護の期間について、できるだけ具体的な見通しを伝えている										
☐	一時保護所での生活、注意事項等を説明している(例 私物の取扱いなどを丁寧に説明している 子ども同士で個人情報を交換しない等)										
☐	リーフレット等のツールを作成・活用している										
☐	子どもに分かる表現を用いて、具体的に説明している										
3-2 不服申し立ての方法等について、保護者に示しているか <table border="1"> <tr><td>☐</td><td>不服申し立ての方法等について、保護者に説明しているか</td></tr> <tr><td>☐</td><td>不服申し立ての方法について記載した説明用のツールがある</td></tr> </table>	☐	不服申し立ての方法等について、保護者に説明しているか	☐	不服申し立ての方法について記載した説明用のツールがある	△						
☐	不服申し立ての方法等について、保護者に説明しているか										
☐	不服申し立ての方法について記載した説明用のツールがある										
評価 (s、a、b、c) の理由 保護開始にあたり、児童相談所の児童福祉司から子どもと保護者に写真入りの入所のしおりを用いて分かりやすく説明している。一時保護の理由や目的など、入所時に説明した内容については、子どもが概ね理解している様子が、弁護士との面談の記録からも窺える。 不服申し立ての方法等については保護者に口頭で説明しているが、説明用のツールはない。より分かりやすく保護者に伝えるため、不服申し立ての方法を説明する資料を作成することを期待する。											

◆評価の留意点

一時保護の開始にあたっては、一時保護の理由や目的などについて分かりやすく丁寧に説明し、同意を得て行えるよう努めなくてはなりません。

まずは、一時保護の開始にあたり、一時保護の理由、目的、予定される概ねの期間、入所中の生活などについての説明がなされているかを確認します。特に、一時保護は、子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活をつくっていくことが目的であることが説明されているかの確認が必要です。

加えて、それらの説明が、子どもの年齢や状況に合わせて分かりやすく丁寧に伝えるためにどのような工夫がされているか、その具体的な取り組みを確認してください。

評価項目 【N03】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P3
---------------	---	----

【N04】保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

◆ねらい

保護期間中にも、現状や見通しについて子どもに対する説明が行われているかを評価します。

【N04】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明しているか		○
○	家族との調整状況等の現状について子どもに伝えている	
○	現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている	
○	子どもが理解できるよう、具体的に説明している	
○	保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている	
評価 (s、a、b、c) の理由 保護期間中に児童相談所の児童福祉司から子どもに対し、現状と見通しについて説明し、保護所職員もその内容を共有している。 また、必要に応じて保護所職員からも説明している。 子どもの理解度についても児童福祉司と保護所職員が共有している。		

◆評価の留意点

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況にあわせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながります。
 一時保護の開始時だけでなく、一時保護期間中にも、適宜子どもに対して現状や見通しについて説明を行っているかを確認します。

評価項目 【N04】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P4
---------------	---	----

【N05】保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

◆ねらい

一時保護の解除にあたり、子どもに対して必要な説明がなされているか、また、子どもの気持ちに配慮した対応や支援が行われているかを評価します。

【N05】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか	○ 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している	○
5-2 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか	○ 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している ○ 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について検討している	○
5-3 一時保護解除について、伝える時期に十分配慮しているか	○ 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	○
5-4 一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか	○ 里親委託や施設入所等への移行の必要性を説明している	○
5-5 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	○ 移動先となる施設や里親との交流機会をつくっている ○ 施設見学、事前面接、パンフレット等の提供が行われている	○
評価 (s、a、b、c) の理由 一時保護の解除について、児童相談所の児童福祉司が伝えるようにしているが、子どもの状態等から伝える適切な時期等については、保護所職員が児童福祉司に助言している。 また、保護所職員は児童福祉司が伝えた後のフォローも行っている。		

◆評価の留意点

一時保護の解除により、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもあります。中でも、里親委託や施設入所等に移行する子どもについては、家族との生活を失うことや環境の変化に対する不安を感じています。
 一時保護の解除にあたり、解除について伝える時期についてどのような配慮がされているか、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているかを確認します。
 また、家庭復帰又は里親委託や施設入所等への移行など、一時保護解除の理由、解除後の各々の生活について子どもが理解・納得できるよう、どのような説明や不安を軽減するための工夫がなされているかを確認してください。

評価項目 【N05】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P5
---------------	---	----

【N06】保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

◆ねらい

一時保護の解除にあたり、一時保護解除後の支援体制等について分かりやすく伝えているかを評価します。

【N06】の評価 (s、a、b、c)

C

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
6-1	子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか 幼保職員へのSOSの出し方、児童相談所全国ダイヤルの使い方を練習させている	×
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか ○ 一時保護解除後の相談や支援について説明している ○ 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある	○
評価 (s、a、b、c) の理由 職員は、子どもに対し、年齢に応じてSOSの出し方を説明しており、口頭で自分の気持ちを伝えることが難しい子どもに対しては「色カード」を用いてSOSを出すことが出来る対応方法も取り入れている。また、保護解除後の相談や支援があることも伝えている。 児童相談所全国ダイヤルのことも伝えているが、使用方法の練習はさせていない。あらゆる事態を想定し、全国ダイヤルを使用できるよう電話を使用しながら具体的に伝えることを期待する。		

◆評価の留意点

一時保護の解除により、児童相談所等からの支援がなくなるのではないかと心配や不安をもつ子どもも少なくありません。そのため、子どもに安心感を持ってもらえるよう、一時保護解除後にどのような相談や支援をしていくかについて分かりやすく説明されているかを確認します。
また、子どもの年齢に応じ、SOSを出せるようなエンパワメントが行われているかを確認してください。

評価項目 【N06】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P6
---------------	---	----

1 子どもの権利保障 (3)外出、通信、面会、行動等に関する制限

【N07】保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

◆ねらい

外出、通学、通信、面会に関する制限が、子どもの安全の確保が図られ、かつ、一時保護の目的が達成できる範囲で、必要最小限とされているか、また、権利制限を行うにあたり適切な手続きが行われているかを評価します。

【N07】の評価 (s、a、b、c)

C

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
7-1 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全が図られ、かつ、一時保護の目的が達成できる範囲で必要最低限となっているか		△
○ 外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている		
○ 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている		
7-2 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか		○
○ 子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるように努めている		
7-3 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか		×
制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある		
7-4 外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか		○
○ 制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている		
評価 (s、a、b、c) の理由 学校と連携し、必要に応じ通学機会を確保するためにタクシーの利用などの対策を講じているが、在籍校が遠方であるなどの理由により通学できていないケースもある。 子どもの権利擁護の関係から、通学、通信等の制限を最小限とすることが求められていることから、今後の対応方法を検討することと併せて検討過程の記録を残していくことを期待する。		

◆評価の留意点

閉鎖的環境、開放的環境のいずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う必要があります。
 権利制限を行っている場合、その理由と制限の内容が適切か、その必要性について児童福祉司、児童心理司、保護職員で十分に検討されているかを確認するとともに、制限を行うことについて、子ども等への説明が行われ理解が得られているか、経過等について記録されているか等の手続きが適切に行われているかを確認します。
 また、一人の子どものために、必要のない子どもの権利までが制限されていないかについても確認してください。

評価項目 【N07】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P7
---------------	---	----

【N08】被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

◆ねらい

一時保護の職員等による子どもへの虐待防止の取り組みがなされているか、また、虐待事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを評価します。

【N08】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
8-1 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか	○	○
○ しおり等に、どういう場合に、相談・連絡したらよいのかが記載されている		
8-2 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか		○
○ 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている		
○ 子どもの心のケア等が行える体制が構築されている(職員配置、関係機関連携等)		
○ 事例がある場合は、適切な対応が行われていた(心のケア、調査、再発防止等)		
8-3 被措置児童等虐待の防止に努める取り組み等を行っているか		○
○ 職員研修等が実施されている		
○ 虐待防止のための組織運営面での取り組みが行われている		
評価 (s、a、b、c) の理由 被措置児童虐待防止マニュアルに基づき対応及び防止の取組を行っている。 職員にはマニュアルの周知を図るとともに、毎年外部講師を招聘し、虐待事例を通じた職場内研修も行っている。		

◆評価の留意点

一時保護される子どもは、不安や緊張の高い状態であることも多く、そういった子どもが信頼を寄せるべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものです。

まずは、虐待防止のための職員研修の実施や組織運営面での取り組み状況について確認します。

仮に、職員による身体的苦痛や人格を辱める、暴言等精神的な苦痛を与える行為、子どもの権利が侵害される事態の発生例があった場合には、子どもやその保護者への対応を含め、適切な対応が行われていたかを確認するとともに、発生要因の分析、支援体制の見直し等を含めた適切な再発防止策が講じられているかを確認してください。

評価項目 【N08】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P8
---------------	---	----

【N09】子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

◆ねらい

子ども同士での暴力やいじめなどの権利侵害の発生防止の取り組みがなされているか、また、発生事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを評価します。

【N09】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
9-1 子ども同士での権利侵害がある場合には、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか	○	○
○ しおり等に、どういった場合に、どう対応したらよいのかが記載されている		
9-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか	○	○
○ 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている		
9-3 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取り組みを行っているか	○	○
○ 職員研修等が実施されている		
○ 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取り組みが行われている		
評価 (s、a、b、c) の理由 子ども同士でいじめ等の権利侵害があった場合に対応方法について、権利ノートに記載されており、職員から子どもに対して説明している。 子どもの生育歴や特性等の情報を事前に把握し、職員間で共有したうえで子ども同士での暴力等を未然に防止するよう努めている。		

◆評価の留意点

一時保護所に入所する子どもは、その年齢も、また、一時保護を要する背景も虐待や非行など様々なため、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意しなくてはなりません。
 子ども同士での暴力等の防止のために、職員の観察力の向上や気づいたときの対応方法などの職員研修等の実施状況について確認します。
 また、暴力等があった場合に、すぐに職員に相談することを伝えるなど、子どもに対する説明等も適切に行われているかを確認する必要があります。

評価項目 【N09】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P9
---------------	---	----

【N010】 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか

◆ねらい

文化、慣習、宗教等による生活上の違いなどを尊重した対応が行われているかを評価します。

【N010】 の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
10-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	○
	○ 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある	
	○ 特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについて、どのような対応を行うか検討されている	
	○ 特別な配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われている	

評価 (s、a、b、c) の理由

文化、習慣、宗教等により特別な配慮が必要となった事例は少ないが、事前に情報を把握したうえで子どもを受入れることに努めている。

◆評価の留意点

文化、慣習、宗教等によって、食習慣や日課などに違いがある可能性があります。こうした子どもを一時保護するにあたり、特別な配慮を必要とするかが把握されているかを確認します。

配慮が必要な子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われているかを確認してください。また、受け入れたことがない場合には、具体的な例を提示し、そのような子どもを保護することになった場合にどのような対応が考えられるかを確認します。

評価項目 【N010】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P10
----------------	---	-----

【N011】 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか

◆ねらい

LGBT等、性的指向又は性自認に配慮が必要な子どもの受け入れにあたって、適切な対応が行われているかを評価します。

【N011】 の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
1 1 - 1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか	△
○	性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受け入れについて、どのような対応を行うか検討されている(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性)	
	性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 性的なアイデンティティに配慮を必要とする子どもへの対応を行っているが、服装やトイレの使用等について十分とはいえない。 今後あらゆるケースを想定し、適切に対応できるよう方法を検討し、実施していくことを期待する。		

◆評価の留意点

LGBT等については、子どもが自らは知らせず、一時保護されてから施設側が気づく場合があることも含めて、十分な配慮が必要です。

そのような子どもの受け入れにあたり、どのような対応を行うかについてあらかじめ検討されているか、具体的な例を提示し、そのような子どもを保護することになった場合にどのような対応が考えられるかを確認します。特に、男女の居住空間が分かれているような施設については留意が必要です。

なお、実際に受け入れている場合には、どのような対応を行ったかを確認してください。

評価項目 【N011】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P11
----------------	---	-----

2 養育・支援の基本 (1)子どもとの関わり ①安全感・安心感を与えるケア

【N012】子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感、信頼感を持てる養育・支援を行っているか

◆ねらい

子どもが安全感、安心感、信頼感を持てるようにするために行っている取り組みについて評価します。

【N012】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
1 2-1	一時保護の受け入れ可否を子ども安全の視点で判断しているか	○
	○ 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している	
	○ 緊急保護後、一時保護所での保護がなされない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている	
	保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において配慮すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている	
1 2-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか	○
	○ すべての子どもに対して、公平に接している	
	○ 子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している	
	○ 不適切な言葉づかいや態度をとっていない(威圧的、命令、横柄な態度、表情、しぐさ等)	
	○ 子どもの呼称には敬称をつけている	
	○ 集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ(自由や家庭的な雰囲気)を大切にしている	
	○ 異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮して対応している	
1 2-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか	○
	○ 子どもにとって安心できる距離で関わっている	
	○ 子ども自身が「ここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している(職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられるようにする、適切に目配りする等)	
	○ 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置くなどの配慮を行っている	
1 2-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行われているか	○
	○ 子どもの尊厳を大切に、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している	
	○ 子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている	
	○ 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している	
1 2-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか	△
	○ プライバシーの配慮に関する研修等の取り組みが行われている	
	○ 子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている	
評価(s、a、b、c)の理由 子どもの安全を第一に考え、養育・支援を行うとともに、子どもに対し、公平で水平目線で接することに努め、子どもが安全感、安心感、信頼感を得られるよう支援している。 子どものプライバシー保護に配慮した取組を行っているが、マニュアルがない。プライバシー保護のために何に留意するか文書化したうえで職員間で共有を行い、新人職員も含め徹底させることを期待する。		

◆評価の留意点

一時保護所は、社会的養護の入り口となる施設であり、子どもが大人を信頼できる、こんなあたたかい世界があると子どもが感じられる場所であってはなりません。そのため、一時保護の大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことであり、子どもに対して適切な接し方、対応を行うことはもちろん、子どもにとって安心できる距離で関わること、子どもの尊厳を大切に、共感し、理解し、受け止めることが必要となります。

子どもが安全感、安心感、信頼感を持てるよう、どのような配慮、取り組みが行われているかについて、ヒアリングや職員研修の内容等から確認します。また、保護開始時には子どもの全てが明らかになっていない可能性があることを踏まえ、どのような配慮がなされているか確認してください。

併せて、子どものプライバシーへの配慮について職員の意識や取り組み状況も確認してください。

評価項目 【N012】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P12
----------------	---	-----

【N013】子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

◆ねらい

一時保護中の子どもとの関わりにおいて、個々の職員が子どものエンパワメントにつながる養育や支援を意識して行っているか、一時保護所全体としてそれを目的とした取り組みがなされているかを評価します。

【N013】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		○
○	全体に対して伝えている	
○	個々の子どもに伝えている	
13-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		○
○	子どもが主体的に活動できる場面をつくっている	
○	子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている	
評価 (s、a、b、c) の理由 権利ノートの冒頭に「かけがえのないあなたへ」と記載しており、職員から子どもに対し、大切な存在であることを伝えている。 また、毎日夕方に1日の振り返りの場を設けるなど、子どものエンパワメントにつなげるための養育・支援に努めている。		

◆評価の留意点

一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくありません。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもが多いのも特徴の一つです。そのため、「あなたは大切な存在である」ことを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要があり、かつ、表現の機会をつくり、それが受け止められる体験を通して、自己評価を促すことも必要になります。

一時保護中の子どもとの関わりにおいて、職員がその必要性を理解しているか、また、具体的にどのような行動、工夫をしているかについて、ヒアリング等で確認します。

評価項目 【N013】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P13
----------------	---	-----

【N014】子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

◆ねらい

生育歴等について子どもから聞き取りを行う場合において、子どもの人権等に十分配慮した説明や対応が行われているかを評価します。

【N014】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
1 4 - 1	子どもから聞き取りにあたっては、子どもの人権等に配慮を十分に行っているか	△
	○ 子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している	
	○ 子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている	
	○ 警察からの事情聴取、現場検証等にあつては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている	
	○ 聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している	
	○ 職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している	
1 4 - 2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	○
	○ 子どもから聞いた話を職員間及び担当指導福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している	
評価 (s、a、b、c) の理由 児童相談所の児童福祉司が生育歴の聴取を行っているほか、保護所職員も子どもとのコミュニケーションの中で聴取することもあり、人権等に配慮して対応している。 子どもの気持ちを聴くためには、職員に傾聴の技法を学ぶことが求められることから、職場内研修等で傾聴の知識及び技法を学ぶ機会を充実させることを期待する。		

◆評価の留意点

子ども自身から生育歴や家族歴を聞きとることで、より重要な情報を得られることがあります。こうした聞き取りが行われているか、また、聞き取りを行うにあたり、誰がいつ、どのように行うか等が十分検討されているかを確認します。

聞き取りにおいては、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本であり、やりとりにおける応答には細心の注意を払う必要があります。聞き取りを行う際の配慮や方法においてどのような工夫がされているかを確認するとともに、聞き取りを担当する職員がその技法を習得しているか、学ぶ機会が提供されているか等を確認してください。

また、子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する際には、その旨を事前に子どもに説明しているかの確認も必要です。

評価項目 【N014】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P14
----------------	---	-----

【N015】一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか

◆ねらい

一時保護所として必要な諸室や設備が整備されているか評価します。

【N015】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
15-1	子どもの保護ができる場が用意できているか ○ 定員を超えた受け入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	○
15-2	開放的環境における対応が可能となっているか ○ 一時保護所内での開放的環境が確保されている ○ 子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている	△
15-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか ○ 一人あたりの居室面積が基準以上となっている ○ 居室定員の上限を超えていない ○ 子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている	○
15-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか ○ 居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている	○
評価 (s、a、b、c) の理由 定員を超える受け入れを行う場合は、居室以外のデイルームを使用することを想定している。 一時保護所には開放的な環境が求められているが、現状では十分といえない。開放的な環境について、子どもの安全性とのバランスにも考慮し、どこまで開放的な環境に配慮していくか、検討を進めていくことを期待する。		

◆評価の留意点

一時保護所は、児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置されていなくてはなりません。また、その設備及び運営については児童養護施設の設備運営基準を準用することとなっています。
 一時保護所内に必要な諸室が設けられているか、居室の定員数や面積が適切か、子どもの年齢等に応じ男子と女子の居室が別になっているか等について、児童養護施設の設備運営基準第41条の設備の基準が遵守されているかについて確認します。
 その他、プライバシーに配慮した居室空間になっているか、開放的環境が確保されているかについても確認してください。

参考 児童養護施設の設備運営基準第41条

設備の基準

- 1 児童の居室、相談室、調理室、浴室及びトイレを設備
- 2 居室1室の定員は4人以下、面積は一人当たり4.95㎡以上（乳幼児のみの居室は1室の定員6人以下、面積は一人当たり3.3㎡以上）
- 3 入所児童の年齢に応じて男子、女子の居室を別にする
- 4 トイレは男子用、女子用とを別にする（少数の児童を対象とする場合を除く）
- 5 30人以上の児童を入所させる施設は、医務室及び静養室を設ける
- 6 入所している児童の年齢、適正等に応じて職業指導に必要な設備を設ける

評価項目 【N015】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P15
----------------	---	-----

【N016】一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか

◆ねらい

施設・設備や生活上のルールにおいて、子ども一人ひとりの個性を尊重した生活を送ることができるよう配慮されているかを評価します。

【N016】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
16-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	○
	○ 子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている	
	○ 保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容になっており、子どもの個性が尊重されるようになっている	
	○ 私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している	
	○ 頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている	
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	○
	○ できるだけ個室で生活できるよう調整している	
評価 (s、a、b、c) の理由 居室は可能な範囲で個室で生活できるよう調整しているが、受入人数が多いときは2人部屋になることもある。 子どもには保護所での一日の生活を伝えたくて、子どもの個性を尊重した生活を支援している。		

◆評価の留意点

一時保護を行う場は、代替養育の場という性格も有することから、家庭的環境等の中で、束縛間を与えず、子どもの権利が尊重され、安心して落ち着いて生活できるよう、個性が尊重された施設・設備、日常生活の過ごし方や活動内容であることが求められます。

そのため、一時保護を行う場が、個別的な対応ができるようになっているか、個室の確保やその活用が行われているか、子ども一人ひとりが生活の場面ごとに選択できるような環境となっているかを確認します。

また、日課や私服等についても、子ども一人ひとりの志向を尊重した対応が行えているか確認してください。

評価項目 【N016】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P16
----------------	---	-----

【N017】一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

◆ねらい

子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。

【N017】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
17-1	安心して生活できる環境が確保されているか ○ 外部からの視線に対する配慮が行われている	○
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか ○ 毎日清掃している ○ 汚れが目立ったときに、美化に努めている ○ 定期的に害虫駆除等の対策をしている ○ 音、気温、湿度、におい等の環境面の評価を定期的に行っている ○ 不適切な点があった時に改善している	○
17-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか ○ 身体的にリラックスできる空間や設備がある ○ みんなが集まるリビングがある	○
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか ○ 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている	○
17-5	必要な修繕等が行われているか ○ 壁の破損、窓の破損など危険箇所がない ○ 破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている	○
17-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるか ○ 閉塞感がない ○ 植栽等を利用して景色に配慮している	△
評価 (s、a、b、c) の理由 一時保護所は、清掃が行き届き、衛生的な環境が確保されているほか、身体的にリラックスできる環境が保たれている。 安全性を優先しているため、開放的とはいえない面もあり、今後、求められる開放的な環境と安全面のバランスを検討していくことを期待する。		

◆評価の留意点

子どもの居室をはじめとした一時保護所内の各諸室が、安心して生活できる環境になっているか、衛生的に保たれているか、修繕等が行われているか、生活の場として必要な設備や什器備品等が整備されているかを確認します。

また、家庭的な環境となるような雰囲気づくりに努めるとともに、閉塞感がないか、一時保護所として適切な環境を確保するための配慮・工夫が行われているかを確認してください。

評価項目 【N017】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P17
----------------	---	-----

【N018】管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

◆ねらい

管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにし、それを実行できているかを評価します。

【N018】の評価（s、a、b、c）

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
18-1	管理者が一時保護所を管理・運営をリードするための環境が整っているか	○
	○ 管理者の役割と責任が明確になっている	
	○ 管理者の役割と責任が、職員に周知されている	
	○ 職員との信頼関係ができています	
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか	○
	○ 一時保護所受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている	
	○ リスクマネジメントの取り組みにおいて、管理者としての役割が実行されている	
18-3	スーパーバイズができていますか	○
	○ 管理者が、相談支援担当者と同程度以上のSV研修を受けている	
	○ 管理者によるSVができています	
	○ 管理者によるSVを行う仕組みがある	
評価（s、a、b、c）の理由 児童相談所の所長、副所長及び保護部長は、管理者としての役割と責任が明確になっており、保護所の管理及び運営を適切に行うことができている。 保護所は部長と職員との報告・連絡・相談は日常的にできており、部長は職員の質向上のためのスーパーバイズを行っている。		

◆評価の留意点

管理者は、一時保護所の運営管理において、理念や基本方針を踏まえた取り組みを具体化しつつ、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。

管理者が、一時保護所全体を管理し、リードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができません。質の高い養育・支援の実施は、管理者の力だけで実現できるものではなく、職員との信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、それが管理者の要件といえます。

管理者の役割と責任が明確化され、職員に周知されているかを確認します。そして、一時保護の受入可否の判断や、リスクマネジメントの取り組みなどの具体的な場面において、その役割が実行できているかを確認してください。

一時保護所において、管理者のスーパーバイズが行えているかが重要です。

評価項目 【N018】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P18
----------------	---	-----

【N019】一時保護所として必要な、適切な職員体制が確保されているか

◆ねらい

一時保護所として必要な職員が配置されているかを評価します。

【N019】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
19-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	○
	○ 児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている	
	○ 定員数等に応じた、定員数が確保されている	
	○ 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が置かれている	
	○ 各時間帯に必要な職員が配置されている	
評価 (s、a、b、c) の理由 定められた設備運営基準以上の職員の配置がされているとともに、大学生等の非常勤職員の確保を継続して行っている。 教員経験者を児童福祉社として配置し、子どもの学習面の指導を行うなど、子どもの生活に必要な職員体制の充実に努めている。		

◆評価の留意点

一時保護所における職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準と同等以上とすることが望ましいとされています。
 設備運営基準で定める職員配置を満たしているか、また、定員数や受け入れをする子どもの年齢や状況に応じた職員数の確保、及び保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの必要な専門職が配置されているかを確認してください。
 夜間体制など、時間帯による職員配置やその工夫等の確認も必要です。

参考 児童養護施設の設備運営基準第42条

職員配置の基準

- 1 児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士（児童40人以下の施設を除く）、調理員（調理業務の全部を委託する施設を除く）及び乳児が入所している施設にあっては看護師
- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は児童福祉施設（児童相談所）において児童の指導に5年以上従事した者（児童福祉法第13条第3項各号に該当する者を含む）
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員
- 4 心理療法担当職員は、大学（短大を除く）において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者のうち、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を持つと認められる者
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員
- 6 児童指導員及び保育士は、次の配置基準を満たすこと
 - ① 満2歳に満たない児童概ね1.6人につき1人以上
 - ② 満2歳以上3歳に満たない幼児概ね2人につき1人以上
 - ③ 満3歳以上の幼児概ね4人につき1人以上
 - ④ 少年概ね5.5人につき1人以上（児童45人以下の施設にあっては、更に1人以上を加える）
- 7 看護師は乳児概ね1.6人につき1人以上（1人を下ることはできない）

評価項目 【N019】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P19
----------------	---	-----

【N020】各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか

◆ねらい

個々の職員の役割に応じた職員が配置されているかを評価します。

【N020】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	○
	○ 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確化されている	
	○ 保健師・看護師の役割が明確化されている	
	○ 心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確化されている	
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	○
	○ 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性を持っている	
	○ 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等を受けている	
	○ SVが可能な専門知識と技術を有する職員が配置されている（ケアワークと相談援助又は心理療法の二つの経験を持つ、社会福祉士・心理療法士の有資格者）	
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	○
	○ 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について情報共有を行う仕組みがある	
	○ 適切にスーパービジョンがなされている	
	○ 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切に行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 県外から児童相談所の所長経験者を講師として招聘し、養育・支援の質向上に向けた研修やスーパービジョンが行われている。 児童相談所に配置されている児童福祉司や保健師、看護師及び心理担当職員の専門職等と必要に応じて連携するなど、保護所と他部署の情報共有や連携がとれている。		

◆評価の留意点

一時保護される子どもは、年齢や背景が様々であり、必要とする養育・支援が異なることから、一時保護には多様な職種の関わりが必要です。また、子どもとの関わりにおいては、専門的な知識や技法が求められます。

一時保護に関わる職員各々の役割が明確になっているか、その役割に必要な資格や経験を有する職員が配置されているかを確認します。

また、相談援助の一貫性を保つための工夫が行われているかについても確認してください。

評価項目 【N020】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P20
----------------	---	-----

【N021】情報管理が適切に行われているか

◆ねらい

一保護所で取り扱う個人情報等の管理が日常的に行われているかを評価します。

【N021】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
2 1 - 1	個人情報が適切に取り扱われているか	○
	○ 個人情報に関わる書類が放置されていない	
	○ 個人情報に関わる書類の作成中などに職員が離席する場合は、書類を隠す等の配慮がされている	
	○ 職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合は、外から見えない場所に設置している	
	○ 個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている	
	○ 個人情報の取り扱いに関するマニュアル等がある	
2 1 - 2	情報の重要性や気密性を踏まえた管理を行っているか	○
	○ 個人情報以外の重要性、気密性の高い情報について、職員が認識できている	
	○ 重要性、気密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理・配慮が行われている	
2 1 - 3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか	○
	○ 書類や記録等が適切に管理されている	
	○ 書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている	
2 1 - 4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか	○
	○ 子どもに関する情報を外部機関と共有する場合は、子どもや保護者の同意が得られている	
2 1 - 5	情報管理に関する職員の理解・周知の取り組みを行っているか	○
	○ 個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている	
	○ 個人情報等の情報管理について、職員研修等の取り組みが行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 県が規定する個人情報保護の取扱いに基づき、個人情報の管理等が適切に行われている。 子どもに関する記録は、子どもや第三者への漏洩がないよう、適切な管理に努めている。		

◆評価の留意点

一時保護所が保持する個人情報は、子どもや保護者のものまで含めて膨大な量であり、その情報は慎重に取り扱わなくてはなりません。

個人情報に関わる書類が、どのように管理・保管されているかを確認します。また、施設内において不適切な場所に個人情報が含まれた資料等が放置されていないかを確認してください。

併せて、個人情報の取り扱いに関するマニュアル等があるか、職員への周知が徹底されているかの確認も行う必要があります。

評価項目 【N021】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P21
----------------	---	-----

【N022】 職員の専門性の向上及び意識共有のための取り組みが適切に行われているか

◆ねらい

職員の専門性向上や意識共有のための取り組みが、目標に基づき計画的、かつ体系的に実行されているかを確認します。

【N022】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
22-1 一時保護に従事する者として、守るべき法、規範、倫理等を職員全員が理解するための取り組みが行われているか	○ 児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研修等が実施されている	○
22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取り組みが行われているか	○ 計画的な研修が行われている（単発的な研修となっていない） ○ 研修計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている ○ 所内研修のほか、外部研修も行われている（外部研修受講のための予算措置が行われている） ○ 研修で職場を離れる職員がいても、シフトが回せるような体制がとられている。	○
22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取り組みが実施されているか	○ 職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている ○ 職員のレベルに応じた達成水準が定められている 個人ごとの「研修実績ファイル」がつくられ、研修歴が分かるようになっている	△
22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか	○ OJTを意識的に行っている ○ 新任・転任者に重点的にOJTを行う職員を決めるなどの工夫がされている	○
評価 (s、a、b、c) の理由 県及び児童相談所の研修の仕組みに基づいた研修計画を作成し、職員研修ができています。 また、県の目標設定の仕組みがあり、目標設定シートの作成、年3回の上司との面談及び目標達成状況のチェックを通じて育成指導等ができています。 職員毎の研修実績の管理は十分でないことから、更なる養育・支援の質向上に向けて、研修履歴を記録するとともに、職員一人一人の研修ニーズ等に合わせた研修の促進を行うことを期待する。		

◆評価の留意点

職員への教育・研修は、計画的な実施が必要であり、その内容は、養育・支援の質の向上のために設定した目標と、その目標達成に向けた事業計画と整合していく必要があります。また、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から、各研修の位置づけ等が明確になった計画であることが求められています。

職員の専門性向上や意識共有に関する取り組みについて、具体的な目標があるか、それと整合性が確保された体系的な研修等の計画となっているか、単発での研修開催や外部研修への参加となっていないかを確認します。また、研修等の内容は、一時保護ガイドラインの内容を踏まえたテーマが設定されているかを確認します。

加えて、職員一人ひとりの育成に向けた、目標設定や育成計画等の仕組みがあるかも重要です。

参考

「一時保護ガイドラインについて」 平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知

評価項目 【N022】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P22
----------------	---	-----

【N023】職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

◆ねらい

日常的、また定期的に職員間で情報の共有化を図るための仕組みについて評価します。

【N023】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか	○
	○ 申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある	
	○ 職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある	
	○ 申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時間などを配慮している	
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か	○
	○ 情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている	
	○ 必要な情報が共有されている	
評価 (s、a、b、c) の理由 保護所の職員会は週1回開催され、会議録も整備されているほか、児童相談所で週1回行われる援助方針検討会の内容も共有できている。 また、会議については会議時間の短縮の工夫を行っているほか、できるだけ多くの職員が参加できるよう曜日の変更などの見直しが適宜行われており、職員の働き方改革にもつながっている。 システム上で子どもの情報を共有できる仕組みが構築されており、保護所職員と他部署の連携につながっている。		

◆評価の留意点

一時保護所は、シフトでの勤務体制となるため、職員間での情報共有の不徹底による支障が生じないよう、職員間での情報共有の工夫が必要となります。

日々の申し送りなどの情報共有の方法や、記録の内容など、どのような仕組みにより情報共有が行われているか、必要な情報が共有されているかを確認します。

また、日々の引継以外に、職員間で情報共有するための会議等が定期的に行われているか、その会議を効率的、効果的に行うために時間帯や内容、できるだけ多くの職員が参加できるようにするための工夫についても確認します。

評価項目 【N023】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P23
----------------	---	-----

【N024】児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

◆ねらい

一時保護にあたり、必要な場面において児童相談所の児童福祉司との連携が十分に行われているかを評価します。

【N024】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
24-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか		○
○ 一時保護所は、付設又は一定範囲内に設置されている		
24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか		○
○ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある		
○ 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある		
評価 (s、a、b、c) の理由 児童相談所の児童福祉司と保護所職員は必要に応じてミーティングを行っているほか、計画や記録等の情報も共有できている。 前回の第三者評価受審時には、一時保護所と他部署でパソコン上で情報を共有できるシステムが構築されていなかったが、改善が図られている。		

◆評価の留意点

一時保護所における一時保護業務は、児童相談所の一時保護部門が担当しますが、入退所時や入所中の調査、診断、支援等については、他の各部門との十分な連携のもとで行う必要があります。

児童福祉司や児童心理司などの連携がどのように行われているか、入退所時及び入所中の各場面における連携状況について確認します。

評価項目 【N024】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P24
----------------	---	-----

【N025】職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

◆ねらい

職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

【N025】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
25-1	適正な就業条件が確保されているか	○
	○ 労務管理体制が構築されている	
	○ 時間外労働や休暇所得などが適切に行われている	
25-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがされているか	○
	○ メンタルヘルスに関する取り組みが行われている	
	○ ハラスメントの防止策・対応策などの取り組みが行われている	
	○ 希望があれば、職員が相談できる体制がある	
評価 (s、a、b、c) の理由 管理者は、特定の職員に時間外労働が偏らないように配慮しているほか、メンタルヘルスやハラスメントの防止にも努めている。複数の会議を同一日に開催できるように日程を変更するなど、職員の休暇等にも配慮している。		

◆評価の留意点

養育・支援の内容を充実させるためには、職員が常に意識的に充実させることを望めるような環境を整えること、すなわち働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。

職員の心身の健康と安全の確保、ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくりがなされているかを確認します。

職員の心身の健康と安全の確保については、メンタルヘルスへの対応や、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるような体制が確保されているかを確認してください。また、ワークライフバランスについては、時間外労働や休暇取得などの労務管理体制とその状況を確認します。

評価項目 【N025】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P25
----------------	---	-----

【N026】医療機関との連携が適切に行われているか

◆ねらい

必要な場面において、医療機関の関わりが適切に行われているかを評価します。

【N026】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
26-1 必要な場で、医療機関からの協力が得られているか		○
○	子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面で関わっている	
○	治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力が得られている	
26-2 子どもの状況に応じて、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などによるチームケアを行える体制があるか		△
	医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関が関わるチームケアの体制が構築されている	
○	必要性を感じた職員が、必要なときにチームケアの提案ができる仕組みがある	
評価 (s、a、b、c) の理由 子どもの健康管理については、入所時に医療機関に受診しているほか、日常的に職員が健康状態の把握に努めており、必要があれば医療機関に受診している。 ただし、医療機関が関わるチームケアの構築は十分でなく、今後構築を進めていくことを期待する。		

◆評価の留意点

子どもの健康管理や治療的ケアなどを必要とする場合に、医療機関からの協力が得られているかを確認します。
 また、特別な配慮を要する子どもの場合など、チームケア体制が必要な場合の医療機関の関わりについても、確認してください。

評価項目 【N026】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P26
----------------	---	-----

【N027】警察署との連携が適切に行われているか

◆ねらい

緊急時の協力要請や、子どもが事情聴取を受ける際の依頼など、警察署との連携体制について評価します。

【N027】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
27-1 警察署との連携が日ごろから行われているか		○
○ 警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている		
○ 無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある		
27-2 警察署が行う面接等に当たっては、子どもの成長・発達状態や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか		○
○ 警察から子どもへの面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて、面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っているか		
27-3 子どもに対して警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか		○
○ 子どもが面接等を拒んだ場合に、子どものアドボケートを行っている		
評価 (s、a、b、c) の理由 児童相談所に警察官が2名配属されており、警察署との連携は円滑にできている。 無断外出や暴力行為が発生した場合の警察での通報手段は、フローチャートで分かりやすく作成している。		

◆評価の留意点

無断外出や緊急事態が発生した場合に、警察署の迅速、適切な協力が得られるよう、日ごろから連携を図っておくことが必要です。警察署に協力要請をすべき場面や、その際の連絡先等が職員間で共有されているかについて、マニュアル等で確認します。

また、一時保護中の子どもが、警察署からの事情聴取等を受ける場合があります。その際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮が必要となります。事情聴取等が行われる場合に、子どもへの配慮として警察、検察に必要な協力依頼を行っているかについて、その内容とともに確認してください。

評価項目 【N027】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P27
----------------	---	-----

【N028】施設や里親等との連携が図られているか

◆ねらい

一時保護の解除に向けて、施設や里親等との連携により、子どもが安心して新たな生活に移れるような取り組みができているかを評価します。

【N028】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
28-1	移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	○
	○ 移行する施設や里親との情報共有が行われている	
	○ 子どもに対しては、施設や里親に関する説明と情報提供を丁寧に行っている	
	○ 子どもと施設や里親との交流を深める、関係調整を図る機会を設けている	
	○ 子どもの意見や不安などを聞き、必要な支援を行っている	
	○ 移行後の児童福祉司や保護所との関わりについて説明している	
評価 (s、a、b、c) の理由 施設や里親への移行については、子どもの保護所の状況を共有するとともに、施設職員の面会等を通じて子どもの安心につながる支援をしている。		

◆評価の留意点

子どもが家庭に帰れず、里親や施設に措置する場合には、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら、子どもの受入体制を整えることが求められます。

受入先となる施設や里親を職員や子どもが訪問するなど、丁寧に関係調整を図るための配慮、工夫が行われているかを確認します。

子どもの意見や不安を聞きながら、児童福祉司、児童心理司、保護所の職員が常に情報共有し、各々の役割や子どもとの関わりの中で、子どもに対して必要な支援や心理的なケアを行っているかが重要です。

評価項目 【N028】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P28
----------------	---	-----

【N029】子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか

◆ねらい

一時保護において、子どもの状況に合ったよりよい養育・支援を行うこと、一時保護解除後の支援の継続性を確保するために、関係機関等との連携体制や連携方法が適切に行われているかを評価します。

【N029】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか		○
○	必要な関係機関との連携実績がある	
○	各関係機関との連携の内容や方法が明確になっている	
○	その内容に基づき、連携が行われている	
○	一時保護所に対する理解が不十分な関係機関に対し、一時保護所に関する情報提供を積極的に行っている	
29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか		○
○	関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている	
○	情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 施設、学校、警察、市町村等関係機関との連携はできており、定期的な会議を通じて情報共有も行われている。 子どもの在籍校の教員が面会に訪問する機会があり、学習面に遅滞が生じないように連携している。		

◆評価の留意点

子ども一人ひとりに合ったよりよい養育・支援を実施するためには、様々な関係機関等との連携が必要となります。
 医療機関や警察署、施設や里親以外についても、子どもへの養育・支援の質の向上や一時保護解除後の継続性等を確保するために、連携が必要な機関や団体との連携が図られているかを確認します。
 どのような関係機関等と連携しているか、連携の内容や方法等、そのネットワークを有効に活用できているかを確認します。
 また、情報共有については、適切な手続きや範囲の中で行われているかも確認してください。

評価項目 【N029】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P29
----------------	---	-----

【N030】一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

◆ねらい

一時保護を行うにあたっての理念と基本方針が策定されているか、また、職員への周知が図られているかを評価します。

【N030】の評価（s、a、b、c）

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
30-1	理念・基本方針が職員に周知されているか	○
	○ 掲示や配布などにより、理念・基本方針の職員への周知が図られている	
30-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか	○
	○ 理念・基本方針が策定されている	
	○ 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている	
評価（s、a、b、c）の理由 一時保護所の目的に合った理念及び基本方針が分かりやすい内容で策定されており、職員間で共有されている。 前回の第三者評価受審時には、理念及び基本方針は未整備であったが、改善が図られている。		

◆評価の留意点

一時保護の目的は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又は、子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することです。

理念は施設運営や養育・支援の拠り所であり、基本の考え方です。また、基本方針は、職員等の行動規範としての理念のより具体的な指針となるものであり、基本方針が明確にされていることにより、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、養育・支援の具体的な取り組みを合目的に行うことができるようになります。

理念、基本方針を策定しているか、その内容は子どもの権利擁護等への姿勢など、一時保護の目的に合致したものであり、施設の使命や役割を反映した理念と、理念に基づく養育・支援に関する基本方針が適切に明文化されているかを確認します。

また、理念や基本方針が職員に対して十分に周知されるような取り組みが行われているかを確認してください。

評価項目 【N030】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P30
----------------	---	-----

【N031】一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

◆ねらい

事業計画に単年度における事業内容が具体的に示されているか、また、その計画に基づく取り組みが実行されているかを評価します。

【N031】の評価（s、a、b、c）

C

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
3 1 - 1	事業計画が策定されているか	×
	活動、行事などが組み込まれた事業計画が策定されている	
	事業計画には、活動、行事以外にも必要な事業内容が具体的に示されている	
3 1 - 2	事業計画に基づく取り組みが実施されているか	×
	事業計画に基づき、取り組みが実施されている	
3 1 - 3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか	×
	事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている	
	目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている	
	評価が行いやすいよう、事業計画ではできる限り目標の数値化を行うなどの工夫が行われている	
3 1 - 4	事業計画の策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがあるか	×
	事業計画に児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある	
評価（s、a、b、c）の理由 一時保護所の行事等をまとめたものはあるが、保護所としての年度ごとの事業計画は作成されていない。 年度ごとに取り組む目標は明確化しているため、全職員が課題認識等を共有するためにも目標設定と関連させて重点的に取り組むことをまとめた事業計画を策定することを期待する。		

◆評価の留意点

単年度の目標設定や計画策定は、当該年度における具体的な事業、養育支援等に関わる内容を着実に実行するために必要となります。

活動や行事等をはじめとした、当該年度の事業内容が具体的に示された事業計画があるか、それに基づく取り組みが実行されているかを確認します。

また、年度の終了時に目標の達成状況、事業計画の実施状況について評価を行っているかを確認します。評価が行いやすいよう、事業計画ではできる限り目標の数値化等を行う工夫がされているかも確認してください。

なお、事業計画の策定にあたり、子どもや職員の意向等を反映できる仕組みがあるかも重要になります。

評価項目 【N031】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P31
----------------	---	-----

【N032】緊急保護は、適切に行われているか

◆ねらい

緊急保護の受入にあたり、子どもへの説明や健康診断を受診させるなどの必要な手続きが行われているか、また、閉鎖的な環境での保護を必要最低限とするための仕組みがあるかを評価します。

【N032】の評価（s、a、b、c）

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
3 2 - 1	閉鎖的な環境での保護が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	△
	○ 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている	
	○ 必要に応じて、専門医の診察を受診させている	
	○ 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている	
	閉鎖的な環境での保護が必要最低限となるよう、必要な検討、判断を行うための検討体制や、視点、手続き等が明確になっている	
	○ 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている	
3 2 - 2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	△
	○ 子どもに対して必要な説明が行われている	
	子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている	
評価（s、a、b、c）の理由 緊急保護が行われる際には、健康診断、専門医の受診等を速やかに行ったうえ、子どもに対し、写真入りの資料を用いて保護所について説明している。 ただし、子どもに十分理解されていないケースもあり、更なる工夫を行うことを期待する。 また、安全性への配慮から環境は閉鎖的となっている面もあり、今後の環境面の検討を進めることを期待する。		

◆評価の留意点

緊急保護を行うにあたって、子どもへの説明が必要です。子どもに対して十分な説明が分かりやすく行われているかを確認します。

また、子どもの身体状況を把握するため、速やかに健康診断が行われているか、必要に応じて専門医の診察を受診させているかを確認します。

緊急保護にあたり、子どもの安全を確保するための閉鎖的環境で保護する期間は必要最低限でなければならない、子どもの安全確保が可能である場合には、速やかに開放的環境に移さなくてはなりません。緊急保護の受入にあたり、閉鎖的環境での保護期間、開放的環境への移行を検討する時期や検討体制、検討の視点等の適切な対応、判断を行う仕組みがあるかを確認してください。

評価項目 【N032】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P32
----------------	---	-----

【N033】一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

◆ねらい

年齢など、個々の子どもの状態に合わせた適切な生活面のケアが行われているかについて評価します。

【N033】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
3 3 - 1	個々の子どもの状態に合わせて、生活全体の場面において生活面のケアを行っているか	○
	○ 子どもの状態に応じて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている	
	○ 健康維持を第一にしている(歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない等)	
	○ 幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している	
	○ 精神的に不安定な子どもには、心理的ケアが行われている	
3 3 - 2	日課構成は適切か	○
	○ 子どもの状況に応じた日課が構成されている	
	○ 入浴の回数は適切である	
	○ 子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている	
3 3 - 3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	○
	○ 掃除や洗濯、配膳、下膳、食器洗い等、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫している	
評価 (s、a、b、c) の理由 子どもの状況に応じた日課が構成されており、入浴、食事、排泄等の支援は適切にできている。 また、掃除や洗濯物をたたむなど、子どもが自らできることは対応を促すなど生活習慣が身につくよう支援している。		

◆評価の留意点

子ども一人ひとりに必要な生活面でのケアが、適切に提供されているかについて確認します。

生活面のケアは、子どもたちが一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援することも重要になります。1日の生活スケジュールが適切であり、基本的な生活習慣が習得されるような配慮が行われているかを確認してください。

特に、幼児の保育においては、健康維持を第一にしたケアがなされているか、情緒の安定が図られているか、基本的な生活習慣の習得に十分配慮されているかの確認が必要です。

評価項目 【N033】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P33
----------------	---	-----

【N034】レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

◆ねらい

子どもの年齢に合わせたレクリエーションが提供されているかについて、その環境やプログラムが適切かを評価します。

【N034】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞を楽しむことのできる環境が提供されているか	○	○
○	レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	
34-2 子どもの年齢を考慮のうえ、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか	○	○
○	子どもの年齢や希望に応じて、子どもが選択できるような工夫が行われている	
○	一時保護所内での実施が可能な多様なプログラムが提供されている	
34-3 事故防止に留意しつつ、必要に応じて野外活動を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか	○	△
○	野外活動等が行われている	
○	野外活動の場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取り組み、工夫が行われている	
34-4 道具や備品について、定期的に点検しているか	○	○
○	道具や備品について定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	
評価 (s、a、b、c) の理由 一時保護所には体育館や屋上グラウンドが整備されており、子どもは職員と一緒にバドミントン等のスポーツ活動に楽しく参加しているほか、音楽鑑賞や読書等を楽しむことをできる環境もある。 ただし、コロナ禍の影響もあり野外活動はできていない。近隣に公園等がない地理的条件はあるが、買い物等の計画的な外出機会や野外活動が可能であるか検討し、子どもの心身の安定を支援していくことを期待する。		

◆評価の留意点

子どもの年齢や希望に応じて、スポーツ活動やゲーム、創作活動、読書、テレビやビデオ等の室内遊戯等のプログラムが選択できるような工夫がされているかを確認します。

一時保護所内でも実施可能な多様なプログラムが提供されているか、また、野外活動等のプログラムが提供されているかを確認します。野外活動等のプログラムにおいては、事故防止への配慮が適切になされているかも確認してください。

評価項目 【N034】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P34
----------------	---	-----

【N035】食事が適切に提供されているか

◆ねらい

安全な食事が規則正しく提供されているかに加え、子どもたちが食事を楽しめるような工夫が行われているかを評価します。

【N035】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
35-1	1日3食の食事が適切に提供されているか	○
	○ 1日3食の食事が、適切な時間に提供されている	
	○ 一定期間の予定献立が作成されている	
	○ 栄養バランスを配慮した食事が提供されている	
	○ 嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている	
	○ 食事時間が、最低30分は確保されている	
	○ 定時に食事できなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている	
35-2	食事の安全性、衛生管理が確保されているか	○
	○ 食材の検収、保管が適切に行われている	
	○ 調理時の衛生管理が徹底されている	
	○ 厨房等の調理スペースは、衛生的に保たれている	
	○ 食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている	
	○ 調理員等は日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している	
	○ 職員等による検食が適切なタイミングで行われている	
35-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか	○
	○ アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている	
	○ アセスメントができていない子どもを想定した、食事アレルギー等への対応が配慮されている	
	○ 宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている	
	○ 子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整が適切に行われている	
	○ 体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている	
35-4	おいしく食事をするための配慮がされているか	△
	○ 食事の種類に応じた適温で提供されている	
	○ 子どもの嗜好調査等が行われ、子どもの嗜好等に配慮した食事が提供されている	
	○ 適切な仕様の食器が選択されている	
	○ 食事の際のテーブルの高さ、いすの高さに配慮している	
	○ 食堂から見えるものへの配慮が行われている	

評価項目は次頁に続く

評価項目 【N035】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P35
----------------	---	-----

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
3 5-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がされているか		△
	明るく、楽しい雰囲気となるよう配慮されている	
○	食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている	
○	単に食事をとるだけに終わらないよう、食育等への取り組みが行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 栄養バランスに配慮したうえで1週間の献立表を作成され、適切に食事が提供されている。 また、子どものアレルギーについて事前のアセスメントの段階から特に注意をして対応している。 子どもが年間を通して短期間で入退所がある一時保護所の特性もあって、子どもの嗜好調査は実施されていないが、意見箱等を通じて子どもの要望を取り入れることもしている。 コロナ禍の影響で食事は個室で提供する状況が続いているが、状況を見ながら楽しい雰囲気でき食事ができるよう検討することを期待する。		

◆評価の留意点 一時保護所は子どもの入退所が多いため、食事に関しては特に配慮が必要です。 3食の食事が適切な時間に提供されているか、衛生面での確保がなされているか、栄養バランス、疾病、アレルギー等への配慮は十分かなど、安全な食事を提供するために必要な最低限の対応、配慮が行われているかを確認します。特に、アセスメントができていない子どもの受入時のアレルギー等への対応に関して、どのように配慮しているかが重要です。さらに、提供する食品の温度や食器、食具、テーブル、いすの高さ、食事をとる場所が適切かなど、食事をおいしくするための配慮がされているかを確認します。 また、一時保護所での生活において、子どもにとって食事はもっとも楽しい時間の一つです。子どもたちが食事を楽しめる献立や、雰囲気づくりの工夫がされているかを併せて確認してください。
--

評価項目 【N035】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P36
------------------------------	---	-----

【N036】子どもの衣服は適切に提供されているか

◆ねらい

子どもが清潔で、季節、気候、好みに合った衣服を着用できる環境にあるかを評価します。

【N036】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
3 6-1	衣服の清潔は保たれているか	○
	○ 洗濯の回数、方法が適切である	
3 6-2	衣習慣が身に付くように支援しているか	○
	○ 季節、気候に合わせた衣服を着用するよう指導している	
	○ 子どもの年齢や発達段階に応じた衣服類の管理のための指導を行っている	
3 6-3	発達段階や好みに合わせて、子ども自身が選択できるようにしているか	△
	○ 私服を着用できるようにしている	
	○ 貸与の場合には、複数の衣服を提示し、好みのものを選んでもらえるようにしている	
3 6-4	必要な場合には、適切な衣服が貸与できるか	○
	○ 肌着の使いまわしはない(下着は新品を着用させている)	
	○ 季節、気候に合わせた衣服を貸与している	
	○ 古びた衣服、穴のあいた衣服は貸与していない	
	○ 破損したりした場合には、縫ったり交換したりしている	
評価 (s、a、b、c) の理由 一時保護所に備え付けている衣類を貸与しており、下着は新品を着用するように準備している。 衣類の洗濯は毎日行われており、清潔で好み等にあった衣服を着用できるようになっている。 今後は愛着のある私服の着用についても検討を進めていくことを期待する。		

◆評価の留意点

子どもの衣服が生活に保たれているか、その時々季節、気候に合わせた衣服の着用ができているか、また、子どもの好みを尊重しているかを確認します。必要に応じて、適切な衣服が貸与できるようになっているかも重要です。
併せて、子どもの年齢や発達段階に応じて、自分の衣服類の管理が自分で適切に行えるような指導を行っているかも確認してください。

評価項目 【N036】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P37
----------------	---	-----

【N037】子どもの睡眠は適切にとれているか

◆ねらい

子どもたちが安心して、必要な睡眠がとれる環境になっているかを評価します。

【N037】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
3 7 - 1	就寝、起床時刻は適切か	○
	○ 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている	
	○ 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない(中学生等への度を越えて長い睡眠時間、年長幼児への午睡の強要等)	
3 7 - 2	睡眠環境は適切か	○
	○ 就寝時の空調温度が適切に管理されている	
	○ 清潔な寝具、季節に応じた寝具が提供されている	
	○ 特別な配慮が必要な場合には、添い寝等の対応をしている	
評価 (s、a、b、c) の理由 寝具は清潔に保っているほか、子どもの年齢に合わせた就寝時間が設定されており、十分な睡眠時間がとれるよう支援している。		

◆評価の留意点

子どもの年齢に応じて、就寝、起床時刻が適切に設定されているか、睡眠しやすいような設備や環境への配慮がなされているかを確認します。

一時保護所の子どもたちは、精神的に不安定であったり、寝つけなかったり、うなされたりしてしまうことがあります。そうした子どもの状況に応じて、どのような対応、工夫が行われているかを確認してください。

評価項目 【N037】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P38
----------------	---	-----

【N038】子どもの健康管理が適切に行われているか

◆ねらい

日々の健康管理や体調不良等が発生した場合の対応方法が適切か、また、子どもの健康管理において医療機関との適切な連携体制が確保されているかを評価します。

【N038】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
38-1	子どもの健康状態が把握されているか	○
	○ 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している	
	○ 子どもの健康状態がよい場合には、子どもの状態を具体的に記録している	
	○ 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある	
38-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を受けているか	○
	○ 必要に応じて健康診査を受けさせている	
	○ 体調不良や、ケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている	
	○ 応急の医薬品等が備え付けられている	
	○ 診療科目ごとに、受診する医療機関がリストアップされている	
	○ 診療に必要な受診券が準備されている	
	○ 診察に連れていく職員が確保できる体制となっている	
評価 (s、a、b、c) の理由 毎日、検温や体調確認をするなど、子どもの健康状態を把握し、記録している。 体調不良の際には、児童相談所の保健師及び看護師等と連携して支援している。		

◆評価の留意点

一時保護所での生活は、子どもにとって慣れない環境での生活となるため、心身の変調もきたしやすく、医師、保健師、看護師との連携のもとで、健康管理に十分配慮する必要があります。

毎朝の子どもの健康状態の確認など、日々の健康管理の状況のほか、体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法、特に配慮が必要な子どもへの対応など、一時保護中の子どもの健康管理に関する対応方針が明確になっており、かつ、適切かを確認してください。

また、医師等の医療機関との必要な連携が図られているかについて、具体的な連携内容や体制等を確認し、それらが適切であるかどうかを確認します。

評価項目 【N038】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P39
----------------	---	-----

【N039】子どもの教育・学習支援が適切に行われているか

◆ねらい

子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われているかを評価します。

【N039】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
3 9 - 1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	○
	○ 子どもの学習時間が確保されている	
	○ 子どもの希望に応じて、学習時間以外でも学習できる環境を確保している	
	○ 学力査定を行い、子どもの学力や得意、不得意分野を把握している	
	○ 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている	
	○ 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身についていない子どもには、学びの楽しさや達成感などを味わせることで、学習意欲を高めるための創意工夫をした学習を行っている	
3 9 - 2	在籍校との連携が図られているか	○
	○ 一時保護所での学習内容や教材について、在籍校と協議している	
	○ 教材などを在籍校から提供してもらっている	
	○ 在籍校の教職員が、定期的に一時保護所に来訪している	
3 9 - 3	通学が可能な子どもの対応について、学習機会の確保に努めているか	○
	○ 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含め通学機会の確保の十分な検討を行っている	
	○ 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じた通学機会の確保に努めている	
	○ 通学させる場合には、子どもの安全確保に十分な配慮をしている	
評価 (s、a、b、c) の理由 入所時に学力習熟度テストを実施し、子どもの学力段階や不得意分野を把握する取組を行っている。 教員経験者を配置しているほか、在学中の学校の教員と連携し、子どもの学習の進行状況や習熟度に合わせて学習を支援している。 子どもの通学については、必要に応じてタクシー等も活用し、学習を受ける権利を尊重するための取組も実践している。		

◆評価の留意点

一時保護中の通学に関する制限は、子どもの安全が図られ、かつ、一時保護の目的が達成できる範囲において、必要最小限とすることとなっています。しかし、実際には通学できない子どもも多く、子どもの学習を受ける権利を尊重するための取り組みが重要とされています。通学できない子どもについて、一時保護所内で教育を受ける機会が確保されているか、どのような学習を提供しているかについて、在籍校との連携状況も含めて確認します。

また、一時保護をしている子どもの中には、学習するだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないため基礎的な学力がついていない子どももいます。このような子どもに対しては、学ぶことの楽しさや達成感などを味わせることで学習意欲を高める工夫など、一人ひとりの子どもに応じた学習支援が行われているかを確認します。

一時保護が長期化している子どもがいる場合には、都道府県又は市町村教育委員会との連携、検討の状況、通学機会が確保されているかについて確認してください。

評価項目
【N039】

【評価ランク】

s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態
a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

P40

【N040】未就学児に対して適切な保育が行われているか

◆ねらい

未就学児の子どもに対して、子どもの年齢等に応じた保育が提供されているかを評価します。

【N040】の評価 (s、a、b、c)

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
40-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	
	必要な支援を行う体制が確保されている	
	必要な保育が提供されている	
	子どもの年齢や発達段階に応じて提供できるメニューや、遊びの内容等の工夫が行われている	
	子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 原則、小学生以上を対象としている。		

◆評価の留意点

未就学児の子どもに行う保育について、子どもの年齢や発達段階に応じて提供できるような保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われているかを確認します。

どのような遊びを取り入れているか、遊びに応じた遊具が準備されているか、どのような点に注意を払って保育をしているか、保育計画とヒアリングから確認してください。

評価項目 【N040】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P41
----------------	---	-----

【N041】家族等との面会や、家族等に対する情報提供等が適切に行われているか

◆ねらい

子どもに対する家族の情報提供や家族との面会が行われているか、それにあたっての子どもの意見の聴取や説明等の対応状況について評価します。

【N041】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
、		○
○	子どもの年齢や状況に応じて、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している	
○	子どもへの情報提供にあたっては、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している	
○	面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている	
4 1-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	○
○	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている	
○	説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている	
4 1-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意見や気持ちを踏まえて、総合的に判断されているか	○
○	一番近くで生活を共にしている大人としての、子どもの権利主張の代弁が尊重されている	
○	子どもの意見を十分に聴取し、拒否してよいことを伝えている	
評価 (s、a、b、c) の理由 家族との面会希望や子どもに対する情報提供は、児童福祉司に伝え、児童相談所として総合的に判断して対応している。保護所職員は、児童福祉司に必要な情報提供を行えるよう努めている。		

◆評価の留意点

子どもの保護者に対する感情は複雑であり、保護者を大事に思う言葉の裏に怒りがあったり、逆に怒りの言葉の裏に思慮の思いがあったりします。また、一時保護に至る過程で、家族に起きたことを自分のせいだと思っている子どもも少なくありません。子どもは常に家族のことを気にかけているということを、意識して対応することが求められます。

子どもに対しては、状況に応じて家族や家族に対する支援、対応に関しての情報を提供しているかを確認し、情報提供にあたっては、子どもの年齢に応じた説明が行われているか、そして、その説明が一時保護所の他の関係者間との共有がされているかについて、記録等から確認します。

家族との面会等については、子どもから意見を十分に聴取し、拒否してよいことを伝えるとともに、子どもに安心感をもたらすため、子どもの不安軽減や疑問に答える等のケアが行われているかを確認します。面会等の制限が行われている場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われているかについて、確認してください。

評価項目 【N041】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P42
----------------	---	-----

【N042】子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

◆ねらい

性的問題を抱えた子どもに対する対応の検討や、個別処遇の状況及び性的問題を予防するために行っている取り組みについて評価します。

【N042】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
4 2 - 1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか	○
	○ 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している	
4 2 - 2	子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか	○
	○ 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮をしている	
	○ 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離間などを教えている。	
4 2 - 3	一時保護中の子どもの中で性的問題が起きた場合には、適切な対処が行われているか	○
	○ 他の子どもたちと分離している	
	○ 分離できる設備と職員体制が確保されている	
	○ 教育、指導を改めて行っている	
	○ 他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している	
	○ 必要に応じて、医療機関を受診させている	
4 2 - 4	PTSD症状、訴えが見られた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対処を行っているか	○
	○ 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている	
評価 (s、a、b、c) の理由 性被害を受けたり、性的問題がある子どもについては、事前の情報収集を行い、個室に入居できるよう調整するとともに、出来るだけ職員の目が離れる時間が少なくなるように努めるなど、予防に向けた取組を行っている。 全ての子どもへの心理面接の機会に「プライベートパーツ」などの教育を行っている。		

◆評価の留意点

一時保護所における子どもの性的問題は多様であり、子ども一人ひとりの性的問題の状況を理解したうえで、その行動の見立てを行い、適切な対応を多職種で検討することが求められます。
 性的問題を起こして一時保護されてくる子どもや、性的虐待、被害を受けた子どもに対して、どのような検討や個別処遇が行われているかを確認してください。
 また、性的問題を予防するため、一時保護所として子どもに対して行っている説明や指導、工夫等の取り組みについて併せて確認します。

評価項目 【N042】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P43
----------------	---	-----

【N043】他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応が行われているか

◆ねらい

他害や自傷行為を行う感応性のある子どもについて、その行動の背景、要因についての丁寧なアセスメントに基づく対応が行われているかを評価します。

【N043】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
4 3 - 1	他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある子どもの場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	○
	○ 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されているか	
	○ 子どもの心理的状況や他害、自傷行為につながる行を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	
	○ 子どもの心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法については、子どもと一緒に考えている	
4 3 - 2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか	○
	○ 心理的ケアを行うこと等により、子どもが安定した生活を送れるよう配慮している	
	○ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	
4 3 - 3	他害等の逸脱行為があった場合の対応が明確になっているか	○
	○ 緊急時に必要な応援体制が確保されている	
	○ 緊急時には110番通報をすることが職員に周知されている	
	○ 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や方針が明確化され、職員全体で共有されている	
	○ 子どもがなぜ暴言、暴力行為につながるところまで追い詰められたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応が行われている	
	○ 他の子どもとの関係にも十分配慮した対応が行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 他害や自傷行為の可能性のある子どもについて、事前に情報収集するとともに、その背景にあるものを理解して未然に防ぐ取組を行っている。 また、入所時にボディチェック等を通じてリスクの把握を行うほか、居室等は自傷行為につながらないよう、リスクとなる可能性のあるものは撤去するなどしている。 職員は事例検討等を通じて、子どもに対し適切に対応できるように努めている。		

◆評価の留意点

他害や自傷行為を行う子どもには、行動そのものではなく、その行動の背景、要因と向き合い、それらを理解したうえでの対応が求められます。

受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されているか、その可能性のある子どもに関しては、医師などの医療職を含めたアセスメントを行い、対応についての方針が検討されているかを確認します。その方針に基づく対応が行われているかについても、確認してください。

また、他害や自傷行為が発生した場合の対応が明確になっているか、他の子どもに与える影響も大きいことから、他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われているかも重要であり、併せて確認します。

評価項目 【N043】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P44
----------------	---	-----

【N044】 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応が行われているか

◆ねらい

無断外出を行った子どもに対して、しっかりと受け止めたうえで本人が納得できるような対応が行われているか、無断外出が発生した場合に、他の子どもたちへの配慮がなされているかを評価します。

【N044】 の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
4 4 - 1 無断外出を行う又は行う可能性がある子どもの場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	○	○
○	受入時に無断外出を行う可能性が把握されている	
○	子どもの心理的状況を把握し無断外出を止める方法と、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを経て対応する方法が検討されている	
○	子どもの心理的状況や無断外出を止める方法については、子どもと一緒に考えている	
4 4 - 2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応が行われているか	○	○
○	無断外出した子どもは温かく迎え入れ、子どもからの説明をじっくり傾聴し、子どもが無断外出した理由、その思いや気持ちを十分に理解し、受け止めている	
○	無断外出が行われた後は、安全確認（負傷していないか、危険物などの持ち込みはないか）や行動確認（自傷、他害、窃盗の有無など）を行っている	
○	無断外出した子どもに、罰として作業や運動などを科す対応をしていない	
○	繰り返し無断外出する子どもにも、鍵のかかった部屋に入れておく、その他外出ができないようにする等、子どもを拘束することはしていない	
4 4 - 3 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応が行われているか	○	○
○	無断外出があった場合には、保護者その他の関係者に連絡している	
○	無断外出が発生した場合に、その影響を受けている他の子どもたちへの配慮が行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 以前は一時保護所の出入り口は施錠をしていたが、子どもが心理的な抵抗感から危険性を伴う無断外出をしていた事例があったことから、現在は安全性を優先する観点から出入り口の施錠は解除している。 無断外出が発生した場合は、子どもの気持ちや理由等を聴取し、共感するように努めており、ペナルティ等の対応は行わないよう職員間で徹底している。		

◆評価の留意点

子どもが一時保護についてある程度自分自身で納得ができるようになるまでには、それ相当の時間が必要です。子どもの状況や特性を踏まえ、関係者間で連携して無断外出の未然防止に努めることは必要ですが、実際に無断外出が発生した場合には、その影響を受けている他の子どもも含めて、適時適切に対応することが求められます。

無断外出した子どもが帰ってきたときには温かく迎え、帰ってきてくれたことで安心したことを伝えたとともに、子どもからの説明をじっくり傾聴し、その子どもの様々な感情を受け止めているか等について、無断外出発生時の対応記録や、対応方法を定めたマニュアル等から確認します。併せて、無断外出発生時の他の子どもたちへの対応方針、対応記録について確認してください。

また、無断外出等の子どもの行動上の問題に対して、作業、運動等を罰として科す対応が行われていないかの確認も必要です。

評価項目 【N044】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P45
----------------	---	-----

【N045】 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応が行われているか

◆ねらい

一定の重大事件に係る触法少年と思量される子どもに対する支援内容に応じた、支援体制が確保されているかを評価します。

【N045】 の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
4 5 - 1	一定の重大事件に係る触法少年と思量される子どもの一時保護にあたって、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	△
	○ 各種調査、診断を経たうえで、支援内容が決定されている	
	○ 事件内容や子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある	
4 5 - 2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	○
	○ 他児の生活スペースから分離されている	
	○ 刺激が少ない場所にある	
4 5 - 3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮がされているか	○
	○ 重大事件の場合に他児に与える影響等の検討が行われている	
	○ 他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 他の子どもへの影響を考慮することを想定し、対応方法を検討しているが、これまで該当する子どもの受入れの事例はないことから、専門家チームのバックアップ体制も整備されていない。 今後はあらゆるケースを検討し、該当する子どもの受入れを想定した専門家チームのバックアップ体制も検討することを期待する。		

◆評価の留意点

一定の重大事件に係る触法少年と思量される子どもには、専門的な支援が必要となる場合があることから、事件内容、子どもの状態等に応じた専門家チームのバックアップ体制による対応が求められます。

一定の重大事件に係る触法少年と思量される子どもの一時保護にあたっては、児童相談所における各種調査、診断を受けたうえで支援内容が決定されているか、また、必要なバックアップ体制があるかを確認します。

併せて、他児との関係に関する配慮の有無についても確認してください。

評価項目 【N045】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P46
----------------	---	-----

【N046】身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応が行われているか

◆ねらい

身近な親族等を失った子どもに対して、子どもの年齢や状況に応じた特別な配慮、対応が行われているかを評価します。

【N046】の評価 (s、a、b、c)

C

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
4 6 - 1	身近な親族等が亡くなったことを、適切な時期に適切な方法で子どもに伝えているか	×
	亡くなった理由や、子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている	
4 6 - 2	葬儀等に参加させているか	○
	○ 子どもの状況等に応じて、葬儀等に参加できるよう努めている	
4 6 - 1	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか	○
	○ 子どもの状況に応じて、グリーフケアやモーニングワークの取り組みを行っている	
評価 (s、a、b、c) の理由 子どもの身近な親族等が亡くなった場合は、児童相談所の心理担当職員が中心となって対応しているが、保護所の職員も子どもの気持ちに配慮して対応している。 ただし、専門家のバックアップチーム体制はないことから、今後体制づくりを検討することを期待する。		

◆評価の留意点

身近な親族等が亡くなった場合には、子どもの年齢や状況に応じた特別な配慮、対応が求められます。
 子どもの意向を確認したうえで、葬儀参列等の調整を行う必要があると同時に、子どもの状況を踏まえたうえで亡くなったことを伝える配慮も必要です。
 身近な親族等が亡くなった場合に、どのような対応が行われているかを確認してください。

参考

グリーフケア：死別の悲しみから立ち直るため、周囲が寄り添いサポートするケア
 モーニングワーク：身近な人を失った悲しみから精神的に立ち直っていく過程のこと

評価項目 【N046】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P47
----------------	---	-----

【N047】被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

◆ねらい

被虐待児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含めて支援体制が確保されているかを評価します。

【N047】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
4 7 - 1	被虐待児の受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制にあるか	○
	○ 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握ができている	
	○ 子どもの心身の状況等について早期、かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている	
	○ 必要なケアを行うための、専門職を含めたチームケア体制がある	
4 7 - 2	被虐待児の受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	○
	○ 心理的ケアを行う等により、子どもが安定した生活を送れるよう配慮している	
	○ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	
	○ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている	
評価 (s、a、b、c) の理由 被虐待児を受入れる場合には、児童相談所の児童福祉司等から情報収集し、連携しながら支援を行っている。 また、保護所職員は心理担当職員によるトラウマインフォームドケアの研修を受講し、被虐待児の対応に活かしている。		

◆評価の留意点

虐待や不適切な行為を受けた子どもは、心理的な傷も負っており、それが様々な症状や行動として現れてくる場合があります。そのことを十分理解したうえで、適切な支援・対応が行える体制が確保されていなくてはなりません。
 子どもが必要とする心理的ケア、治療的ケアなどの専門的なケアを行える体制があるか、必要な専門職を含めたチームケアの体制があるかを確認します。

評価項目 【N047】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P48
----------------	---	-----

【N048】障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

◆ねらい

障害児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含めて支援体制が確保されているかを評価します。

【N048】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
48-1	障害児の受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制にあるか	△
	○ 子どもの障害の状況等に関する把握ができている	
	○ 子どもの障害の状況等について早期、かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている	
	○ 身体障害を持つ子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備などのハード面での環境整備や工夫が行われている	
	身体障害や知的障害を持つ子どもの受入を行うにあたり、介助を含めた生活支援が行える体制がある	
	○ 発達障害を持つ子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある	
	必要なケアを行うための、専門職を含めたチームケア体制がある	
	受入可否の判断基準と対応方針が明確化されている	
48-2	障害児の受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	△
	○ 心理的ケアを行う等により、子どもが安定した生活を送れるよう配慮している	
	○ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	
	○ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている	
	個別の日課や支援計画に定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	
48-3	障害児の受入にあたり、他の子どもの障害への理解を深めるなどの取り組みが行われているか	△
	障害への理解を深めるための取り組みを行っている	
	○ 障害の有無に関わらず、互いに尊重し合う人間関係づくりの工夫などが行われている	
評価 (s、a、b、c) の理由 入所前に子どもの障害の状況を把握し、体制を構築して受入れ、支援している。 明確な基準を定めていないが、障害の内容によっては、保護所では対応できないケースもあることから、福祉施設への委託も含め、適切に対応できる仕組みを構築することを期待する。		

◆評価の留意点

障害は多様であり、障害の特性や子ども一人ひとりの発達状況や置かれた状況に応じた個別の対応が求められます。
設備等のハード面での工夫がされているか、子どもが必要とする心理的ケア、治療的ケアなどの専門的なケアが行える体制が整っているか、必要な専門職を含めたチームケアの体制はあるかを確認します。
また、他の子どもに対して障害への理解や、互いに尊重し合う人間関係づくりの工夫などの取り組みがされているかも確認してください。
ハード面の環境や支援体制等の事情から受入が難しい保護所の場合には、受入可否の判断基準や受入不可の場合の対応方針等が明確になっているかを確認します。

評価項目 【N048】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P49
----------------	---	-----

【N049】健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

◆ねらい

健康上配慮が必要な子どもの受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含めて支援体制が確保されているかを評価します。

【N049】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
4 9 - 1	健康上配慮が必要な子どもの受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制にあるか	△
	○ 子どもの健康の状況等について早期、かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている	
	定期的な注射等の医療行為など、日常生活において必要な支援や対応ができる体制にある	
	○ 職員間での情報共有や、観察、管理を徹底するための取り組みが行われている	
	○ 子どもの健康状態に応じて、想定される緊急時の対応が明確化され、職員間で共有されている	
	受入可否の判断基準と対応方針が明確化されている	
4 9 - 2	健康上配慮が必要な子どもの受入を行った場合に、対応方針に応じたケアが行われているか	△
	○ 心理的ケアを行う等により、子どもが安定した生活を送れるよう配慮している	
	○ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	
	保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている	
	個別の日課や支援計画に日常的な服薬管理、ホルモン剤、インシュリン等の定期的な注射や吸入などの対応、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	
	○ 個別の日課や支援計画に日常的に留意すべき疾病（エビベンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病等）や、その対応方法等が明記されている	
4 9 - 3	服薬管理や医療行為は適切に行われているか	△
	○ 薬の飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫がされている	
	必要な医療行為が適切に行われるよう、配置職員や対応を行う職員研修等の実施などの体制確保がされている	
評価 (s、a、b、c) の理由 入所時には、小児科を受診しており、子どもの健康状態を速やかに把握できる体制が整っている。 また、保護期間中に医療的な処置等が必要となった場合は、医療機関の外来を受診している。 児童相談所には保健師及び看護師は配置されているが、保護所には配置されていないことから、子どもの支援体制を充実させるため、看護師等の配置も検討することを期待する。		

◆評価の留意点

健康上配慮が必要な子どもや、服薬管理の必要な子どもの受入にあたり、日常生活において必要な支援や対応が行える体制となっているか、職員間での情報共有や、観察、管理を徹底するためのルールづくり等が行われているかを確認します。
併せて、緊急時の対応が明確となっており、職員間で共有されているかも確認してください。
子どもの年齢や支援体制等の事情から受入が難しい保護所の場合には、受入可否の判断基準や受入不可の場合の対応方針等が明確になっているかを確認します。

評価項目 【N049】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P50
----------------	---	-----

【N050】無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確化されているか

◆ねらい

子どもの無断外出を未然に防止するための対策を講じているか、また、無断外出が発生した場合の対応が明確になっているとともに、発生時にはその方針に沿った対応が行われているかを評価します。

【N050】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
50-1	無断外出があった場合の対応は明確か	○
	○ 無断外出があった場合の対応が明確になっている	
	○ 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見と保護に努めている	
	○ 無断外出があった場合には、保護者その他の関係者に連絡している	
	○ 無断外出があった場合には、必要に応じて警察署に連絡し、発見、保護を依頼している	
	○ 無断外出があった子どもが他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合の移送、引き取りについて、子どもの福祉を十分勘案して決定している	
50-2	無断外出の未然防止に努めているか	○
	○ 無断外出をする可能性のある子どもの把握をしている	
	○ 保護所の構造上、無断外出に使われる可能性のある場所について、管理体制を強化する等を工夫をしている	
評価 (s、a、b、c) の理由 無断外出が発生した場合の対応について、マニュアルで明確化しており、フローチャートによって緊急時にも職員が分かりやすい内容となっている。 職員はマニュアルの内容を確認しながら、関係機関と連携を図り、無断外出が発生した場合の対応を行っている。		

◆評価の留意点

一時保護所からの無断外出は、子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないことから、できる限りその防止に努めることが求められます。
 一時保護開始時に、保護の経緯や子どもの状態、特性等から無断外出の可能性がある子どもを把握し、無断外出の未然防止策を講じているかを確認します。また、無断外出発生時の対応や連絡先が明確になっているか、さらに、発生事例がある場合には、子どもの発見、保護を行うために必要な体制確保と関係機関への連絡等が行われているかを確認してください。
 併せて、県外の児童相談所等に一時保護された場合には、移送あるいは引き取りの決定にあたり、子どもの福祉が十分に勘案されているかを確認します。

評価項目 【N050】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P51
----------------	---	-----

【N051】災害発生時の対応は明確化されているか

◆ねらい

災害発生時に備え、避難計画等の作成や関係機関との連携体制が構築されているか、また、計画に基づく訓練が定期的に行われているかを評価します。

【N051】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
5 1 - 1	火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか	○
	○ 具体的な避難計画が作成されている	
	○ 避難計画では、少人数勤務となる夜間は他の職員の協力を求める体制整備等の配慮がされている	
	○ 防災カーテンの設置等、設備上の火災等の発生防止が行われている	
	○ 避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない	
	○ 消火器及び消火栓の稼働を確認することができる	
5 1 - 2	避難訓練を毎月 1 回以上実施しているか	○
	○ 避難計画に基づく避難訓練が実施されている	
5 1 - 3	日頃から消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、かつ適切な協力が得られるようになっているか	○
	○ 緊急事態発生時に連携が必要な関係機関の連絡先が明示されている	
	○ 緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている	
評価 (s、a、b、c) の理由 子どもの入退所による入れ替わりの多い一時保護所の特性も踏まえ、避難計画を作成したうえ、月 1 回避難訓練を実施している。 備蓄品については、一時保護所独自で備え付けている。		

◆評価の留意点

火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画が作成されているかを確認します。避難計画では、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制となっている等、現実的な配慮がされているかも併せて確認してください。

避難訓練が、避難計画に基づき月 1 回以上実施されているかも確認します。

加えて、災害を含め緊急事態発生時には、関係機関から迅速、かつ適切な協力が得られるよう日頃からの連携、調整を行っておく必要があります。消防署、警察署、病院等の関係機関との間に、緊急事態発生時の連携、調整についての方針が定められているかを確認してください。

評価項目 【N051】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P52
----------------	---	-----

【N052】 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応は明確化されているか

◆ねらい

感染症の発生及び感染拡大を予防するための対策が講じられているかを評価します。

【N052】 の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
5 2 - 1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか	○
	○ 一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している	
	○ 子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応ができている	
	○ ノロウイルスやインフルエンザ等、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取り組みが行われている	
5 2 - 2	感染症が発生した場合の対応が明確化されているか	○
	○ 感染症発生時の対応について、マニュアル等により明確化されている	
	○ 感染症が発生した場合に、発症した子どもを隔離するための静養室などの設備がある	
	○ 季節や症状等から子どもの感染症発症を予測した適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている(ノロウイルス等発生時のための次塩素酸ナトリウムなど)	
評価 (s、a、b、c) の理由 感染症予防のマニュアルが整備されており、発生を予防する取組が行われている。 コロナ禍において子どもの感染は発生していないが、感染者が発生した場合は、他の県立施設で隔離することを想定するなど体制を構築している。		

◆評価の留意点

一時保護所では集団生活が行われることから、感染症の発生及び拡大予防に努めなければなりません。
 一時保護開始時に、子どもの健康状態として感染症の有無や可能性を把握しているか、また、感染症を有する又は可能性がある場合に、感染拡大を予防するための対策が講じられているかを確認します。
 さらに、一時保護所内における食中毒の発生予防や、感染症発生時について、マニュアル等で対応が明確化されているかを確認してください。

評価項目 【N052】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取組が行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取組の余地がある状態 c: 「b」以上の取組となることを期待する状態	P53
----------------	---	-----

【N053】一時保護所の運営、業務に関する基本的な対応方針や手順は明確化されているか

◆ねらい

一時保護所における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されているかを評価します。

【N053】の評価（s、a、b、c）

C

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
53-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制にあるか	○
	○ 養育・支援全般にわたって作成されたマニュアルがある（基本的な相談援助に関する事項、養育・支援時の留意点、設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順を規定）	
	○ リスク管理を定めたマニュアルがある（想定されるリスク、未然防止策と発生時の対応を規定）	
	○ 各マニュアルの目的に応じた活用がされている（マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースの確保等）	
53-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取り組みが行われているか	○
	○ マニュアルの内容に関する研修が実施されている	
	○ 職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるように工夫している	
	○ その他、各マニュアルに応じた活用の工夫がある	
53-3	マニュアル等の内容にもとづき、実施されていることを確認する仕組みがあるか	△
	定期的にチェックを行う仕組みがある	
	○ SVによる確認が行われている	
	○ マニュアル等にもとづくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）	
53-4	マニュアル等の内容について見直しが行われているか	×
	○ 必要に応じてマニュアル等の見直しが行われている	
	定期的にマニュアルを見直す仕組みがある	
	マニュアル等の見直しにあたっては、ボトムアップの仕組みがある（担当者が決められている、職員の意見を反映する仕組みがある等）	
評価（s、a、b、c）の理由 業務マニュアルを作成し、養育・支援の標準化に努めており、新任職員もマニュアルに沿って業務手順を確認し、業務内容を習得している。 マニュアルはその都度見直しているが、定期的に見直しを行う仕組みは確立していないため、見直しの時期や手順等を定めるなど仕組みづくりを進めることを期待する。		

◆評価の留意点

子どもに対する養育・支援は、子どもの状況や必要とされる支援等に応じて柔軟に行われるべきものです。一方で、養育・支援をする職員全員が行うべき基本となる部分を共有するためには、標準化も必要です。標準化とは、一時保護所における子どもの状況等を踏まえた養育・支援の標準的な実施方法を定め、職員の違いによる水準や内容の差異をを極力なくし、常に一定の水準、内容を持つ養育・支援の実現を目指すものであり、標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個性に着目した対応を行うことが必要です。

養育・支援の標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠であり、養育・支援全般にわたって定められたマニュアル等があるかを確認します。具体的な内容としては、基本的な相談・援助技術に関する事項、養育・支援の実施等の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順等が必要です。また、マニュアル等にもとづき養育・支援が実施されているか、それを確認するための仕組みも確認してください。

評価項目 【N053】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P54
----------------	---	-----

【N054】一時保護所としての質の向上を図るための仕組みがあるか

◆ねらい

一時保護所の総合的、かつ継続的な質の向上を図るための組織的な仕組みがあるか、その仕組みによる取り組みが実行されているかを評価します。

【N054】の評価（s、a、b、c）

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
5 4 - 1	自己評価が定期的に行われているか	○
	○ 自己評価を定期的 to 実施している	
5 4 - 2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか	○
	○ 外部評価を定期的 to 受審している	
5 4 - 3	自己評価、外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取り組みが行われているか	○
	○ 評価結果や、苦情相談内容を質の向上のための取り組みにつなげていく仕組みがある	
	○ 評価結果や、苦情相談内容に基づき質の向上が図られた実績がある	
5 4 - 4	職員間の共有や、職員一体となった取り組みが行われるようになっているか	○
	○ PDCAサイクルの実践に恒常的に取り組む仕組みがある	
	○ PDCAサイクルの実践にもとづき質の向上が図られた実績がある	
	○ PDCAサイクルの実践に職員全員が参画するなど、組織的な取り組みとするための工夫が行われている	
評価（s、a、b、c）の理由 毎年自己評価を行うとともに、3年に1回第三者評価を受審している。 評価結果を職員で共有及び分析し、結果に基づき、改善できる事項は積極的に取り組んでいる。 前回の第三者評価受審から今回の受審までに業務の改善を行っている事項をいくつか確認できた。		

◆評価の留意点

養育・支援の質の向上は、日々の取り組みとともに、自己評価の実施や外部評価（第三者評価）の受審、苦情相談の内容にもとづく改善活動等が総合的、かつ継続的に実施される必要があります。そのためには、施設自らが質の向上に努める組織づくりを進めていくことが重要です。

日常的な養育・支援の質の向上に向けた具体的な取り組みとともに、P（Plan：計画策定）、D（Do：実行）、C（Check：評価）、A（Act：見直し）のサイクルを恒常的に実施する仕組みがあるか、それに基づく取り組みが実行されているかを確認します。

また、この仕組みによる効果を高めるためには、より多くの職員の理解と参画を得ることが重要であり、施設全体での組織的な取り組みとなっているかを確認してください。

評価項目 【N54】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P55
---------------	---	-----

Ⅳ一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施 (1) 保護開始時

【N055】保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

◆ねらい

一時保護を行うにあたり、子どもの養育・支援に必要な情報が把握されているか、また、集団生活をさせても問題がないことを確認しているかを評価します。

【N055】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
5 5 - 1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか	○
	○ 子どもや家庭の状況に関する情報を、可能な限り把握するための取り組みが行われている	
	○ 必要に応じて子どもに聞き、情報の把握、確認を行っている	
	○ 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後にも関係機関等との連携による迅速な情報収集に努めている	
5 5 - 2	子どもに集団生活をさせても問題がないかの確認はできているか	○
	○ 集団生活をさせるために必要な子どもの健康状態等について、確認を行っている(アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症の有無等)	
	○ 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合は、子どもに健康診断を受けさせる等適切に対応している	
評価 (s、a、b、c) の理由 保護開始にあたって、児童相談所の児童福祉司と保護所職員はアセスメントや支援計画等の情報を共有し、子どもの養育・支援を行っている。 特に病気やアレルギーに関する内容は留意している。 集団生活をさせることについても子どもに確認している。		

◆評価の留意点

一時保護の開始にあたり、子どもの家庭、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を把握しているかを確認します。保護者から十分な情報が得られない場合には、子どもに直接確認する等により、情報把握に努めているかも確認してください。
 また、一時保護は集団生活であるため、子どもに集団生活をさせても問題はないかを確認しておく必要があります。そのために、子どものワクチンの接種状況やアレルギーの有無について保護者等から聞き取り把握しているか、健康診断を受けさせ、感染症等の問題がないかを把握しているかを確認してください。
 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後に関係機関等と連携して迅速に情報収集を行っているかも確認します。

評価項目 【N55】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P56
---------------	---	-----

【N056】関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか

◆ねらい

子どもの援助指針（援助方針）を立てるにあたっては、関係機関との調整等により総合的なアセスメントが行われているかを評価します。

【N056】の評価（s、a、b、c）

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
5 6 - 1 チームで情報共有しながら、アセスメントが行われているか		○
○	関係機関との総合的なアセスメントが行われている	
○	保護開始時のアセスメントが不十分な場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている	
5 6 - 2 総合的なアセスメントにもとづく個別援助指針（援助方針）が策定されているか		○
○	総合的なアセスメントにもとづく援助方針が策定されている	
○	虐待の影響による症状が出ている子どもには、生活の中で治療を第一選択としている	
○	子ども一人ひとりの状況及び支援指針を各職員が把握している	
評価（s、a、b、c）の理由 保護開始後迅速にアセスメントを行い、子どもの援助方針の作成につなげている。 援助方針の作成にあたっては、社会、行動、心理の3種類の診断に基づき、児童相談所の各部署が集まり毎週開催する援助方針検討会の議論を経て決定されるプロセスが確立している。		

◆評価の留意点

子どもの援助指針（援助方針）を立てるにあたっては、児童福祉司、相談員等による子どもとその家族への面接及び親族、地域関係者との面接を含むその他の調査にもとづく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員による行動診断等をもとに、これらの関係者の協議により総合的なアセスメントを行う必要があります。

保護開始にあたり、又は保護開始後迅速にこうしたアセスメントが行われ、援助指針（援助方針）が立てられているかを確認します。また、子どもの背景となる家族の状況や生育歴、身体的成長の状況等を各職員が把握していることが、一時保護中の適切なアセスメントにつながることから、保護開始にあたって把握されている子どもや子どもの家庭に関する情報等がチームで共有されているかについても、確認してください。

評価項目 【N56】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P57
---------------	---	-----

【N057】 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

◆ねらい

子ども一人ひとりについて、援助指針に沿ったケアが行われているかを評価します。

【N057】 の評価（s、a、b、c）

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
57-1 個別援助指針（援助方針）にもとづく個別ケアを大前提とした、子どもの養育・支援が行われているか		○
○	子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている	
○	子どもの面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている	
○	援助指針は、子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている	
○	個別対応が必要な子どもには、個別対応プログラムを作成している	
○	集団生活を送るうえでのルールについて、それぞれの子どもの事情に配慮した対応を行っている	
評価（s、a、b、c）の理由 保護の理由や目的を明確にしたうえで、子ども一人一人の援助方針に沿い、職員間で連携しながら個別ケアを行っている。		

◆評価の留意点

一時保護中の子どものケアの大前提は、個別ケアです。日課は、子どもの生活を構造化し、これから先の見通しを持たせることで子どもに安心感をもってもらうための一つのツールとなる一方、各々の全く異なった背景から保護された子どもたちに、一律に集団生活のルールを押し付けることはまた、権利侵害にあたると考える必要があります。また、年齢の相違による必要な支援の違いや、特別な配慮が必要な子どももいることから、援助指針にもとづき、子ども一人ひとりの状況を踏まえたケアが求められます。子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われているかについて、記録等から確認します。

評価項目 【N57】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P58
---------------	---	-----

【N058】一時保護中、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等を行っているか

◆ねらい

一時保護中の子どもの状況変化等に応じて、援助指針の見直しや対応を行っているかを評価します。

【N058】の評価（s、a、b、c）

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
5 8 - 1	子どもの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか	○
	○ 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動、特徴、感情、過去の経験や家族関係を含めて、こどもの理解に努めている	
	○ 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている	
	○ 子どもの問題行動が表出した場合には、本人のトラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している	
5 8 - 2	子どもの変化に応じた支援が行われているか	○
	○ 子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や、変化に応じた養育・支援を行っている	
	○ 子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助方針の見直しを行うための仕組みがある	
5 8 - 3	必要のない長期間の保護が行われていないか	△
	○ 不要な長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しを行っている	
	○ 一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている	
評価（s、a、b、c）の理由 一時保護中の子どもの変化に関しては、児童福祉司等と情報を共有し、適切な対応方法を検討し、養育・支援を行っている。 関係機関との調整に時間を要し、長期間の保護になるケースもあることから、業務マニュアルに定めている2か月以内の保護期間を 目指し、調整の迅速化を図ることを期待する。		

◆評価の留意点

一時保護中の子どもには、様々な面において変化がみられます。子どもと職員との関係や、生活の一つひとつへの反応など、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴や変化を把握し、子どもへの支援につなげていくことが必要です。

一時保護中の子どもの状況把握のために、アセスメントでの視点からの子どもとの関わりができていないか、その結果を支援方針等に反映するなど、子どもの変化に応じた支援を行うための仕組みがあるかを確認します。

併せて、必要のない長期間の保護が行われていないかも確認してください。

評価項目 【N58】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P59
---------------	---	-----

【N059】一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

◆ねらい
一時保護所全体について子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察の視点が適切かについて評価します。

【N059】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
5 9 - 1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか	○
	○ 子どもと定期的に面談等を行っている	
	○ 種々の生活場面の中で、子どもとの関わりなどから子どもの状況を把握している	
	○ 担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている	
5 9 - 2	子どもの行動観察の結果を記録しているか	○
	○ 子どもの日々の様子が記録されている	
	○ 客観的事実と所見を区分して書かれている	
	○ 子どもに関する記録は、子ども別にファイリングして記録している	
評価 (s、a、b、c) の理由		
子どもとの定期的な面談は児童福祉司や心理担当職員が行っており、保護所職員は子どもとの関わりなどから行動観察を行い、日々の様子を記録したうえで情報提供を行っている。		

◆評価の留意点

子どもの状況に応じた個別援助指針（援助方針）を定めるためには、子どもの全生活場面での行動観察が必要となります。種々の生活場面で子どもと関わりながら子どもの状況を把握しているか、観察の視点が適切かについて、記録等から確認します。
また、子どもの状況をより的確に把握するためには、保護所としての総合的な行動観察とすることが必要であり、そのために定期的に他の職員の観察結果との比較検討を行うなどの取り組みが行われているかについて、記録及びヒアリング等から確認します。
行動観察の結果は、子ども別に記録し経過が確認できるようにするとともに、必要に応じて持ち出せるよう、個人別にファイリングされているかも確認してください。

【評価ランク】

評価項目
【N59】

s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態
a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

P60

【N060】観察会議が適切に行われているか

◆ねらい

一時保護所内全体で子どもの状況について十分に把握し、個別援助支援（援助方針）を決めるための仕組みがあるかを評価します。

【N060】の評価（s、a、b、c）

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
60-1 職員は、業務引継ぎを適切に行っているか	○	○
○	子どもの状況について、職員が十分に把握できている	
60-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討、とりまとめが適切に行われているか	○	○
○	週1回程度の観察会議を行っている	
○	観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見とそこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、子どもの行動診断を行っている	
○	観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している	
○	観察においては、子どもの長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している	
○	観察会議を適切、かつ効果的に行うための工夫がされている	
○	観察会議の結果は判定会議に提出されている	
評価（s、a、b、c）の理由 週1回職員による観察会議を行っており、必要に応じて他部署の参加も呼び掛けている。 子どもに関するタイムリーな情報共有を心掛けている。		

◆評価の留意点

職員は、業務引継ぎを適切に行い、その担当する子どもについて保護所全体として十分に把握できるようにしていくことが必要です。週1回程度の観察会議が実施されているか、観察会議においては、子ども一人ひとりの行動観察結果、聴取した子どもの意見、また、そこから考えられる子どもの行動の背景の確認と、それにもとづく個別援助指針（援助方針）についての確認及び行動診断が行われているか、観察会議の記録等から確認します。

観察会議には担当の児童福祉司や児童心理司が参加しているか、観察会議の結果が児童相談所の判定会議に提出されているか等、観察会議を適切に行うための仕組みがあるかも併せて確認してください。

評価項目 【N60】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P61
---------------	---	-----

【N061】保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか

◆ねらい

一時保護を行うにあたり、子どもや保護者の状況に応じた適切な支援が提供できているかを評価します。

【N061】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
6 1 - 1	子どもや保護者の状況に応じて、必要な支援が行われているか	○
	○ 一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている	
	○ 必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている	
	○ 必要に応じて健康診断等を受診させている	
	○ 子どもや保護者に対する説明等においても、必要な支援を行っている	
	○ その他の必要な支援についても、関係機関と連携して行っている	
6 1 - 2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	○
	○ 必要に応じて日用品、着替え等、個人として生活に必要なものを支給又は貸与している	
	○ 日用品、着替え等の支給又は貸与は、保護受入初日に行えるよう準備されている	
評価 (s、a、b、c) の理由 保護開始にあたり、子ども・保護者への説明、健康診断及び着替えの支給など、必要な支援を行っている。 保護開始初期段階の情報が不足する場面もあるが、状況を確認しながら関係機関との連携により情報収集に努めている。		

◆評価の留意点

保護開始にあたっては、子どもの養育・支援に必要な情報の把握、集団生活が可能かの判断、子どもや保護者に対する説明等、様々な手続きが必要となります。そうした一連の手続きにおいて、子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているかを確認します。

一時保護中に必要な日用品や着替えについては、保護者等に準備するよう依頼しますが、その準備ができていない子どもには、受入日初日に支給又は貸与できているかも併せて確認してください。

評価項目 【N61】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P62
---------------	---	-----

【N062】一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

◆ねらい

一時保護中の子どもの所持物について、必要な配慮や対応が行われているかを評価します。

【N062】の評価 (s、a、b、c)

b

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
6 2-1	子どもにとって心理的に大切な物について、一時保護期間中も子どもが所持できるよう配慮しているか	△
	子どもの福祉を損なうおそれのある物以外は、一時保護中も所持できるよう配慮されている	
	○ 子どもの状況や聞き取り等から、子どもにとって心理的に大切な物が何かを確認している	
6 2-2	一時保護期間中も子どもが所持する物については、記名する等、子どもの退所時に紛失してしまうことがないよう配慮しているか	○
	○ 子どもの所持物について、保護期間中の取り扱いルールについて丁寧に説明している	
	○ 所持品簿を作成している	
	○ 現金等の貴重品が適切に管理されている	
6 2-3	子どもが所持すべきでない物、明らかに子どもの所持物でない物をがあった場合には、適切に保管、返還等が行われているか	○
	○ 必要に応じて保護者等に変換している	
	○ 違法な物の所持があった場合には、速やかに警察に連絡している	
評価 (s、a、b、c) の理由 保護期間中の子どもの所持物のルール等について、職員から子どもに丁寧に説明するとともに、所持品簿も作成している。 子どもの所持品の持ち込みに関しては、原則として眼鏡やコンタクトレンズ以外は認めていない。 子どもの福祉を損なう恐れのある物以外は、子どもが所持できるよう配慮することが求められていることから、子どもの安全を最優先を前提としたうえで適切な対応方法を検討していくことを期待する。		

◆評価の留意点

一時保護した子どもが所持する物のうち、子どもの福祉を損なうおそれのある物以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮しなければなりません。可能な限り子どもが安心できる環境を提供するという観点からは、心理的に本人が大切に思っている物については特に配慮が必要であり、どのような対応が行われているかを確認してください。

一時保護中に子どもが所持する衣類、雨具、玩具等については、紛失することのないよう記名しておく等の工夫が行われているか、預かった物は台帳等による管理が行われているかも確認します。

併せて、子どもが所持する必要のない物は保護者に返還されているか、覚せい剤、危険ドラッグ等違法な所持物があった場合には直ちに警察に連絡しているかについて確認してください。

評価項目 【N62】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P63
---------------	---	-----

【N063】保護解除にあたり、関係機関等に対して必要な情報が適切に提供されているか

◆ねらい

保護解除又は保護の継続判断を行う場合の子どもに関する情報提供の内容や、その方法を評価します。

【N063】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
63-1	一時保護の継続判断を行うために、関係機関に必要な情報提供をしているか	○
	○ 一時保護の継続判断のために情報提供すべき内容が明確、かつ的確である	
	○ 情報提供は、適切なタイミングで行われている	
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を、適切に引き継いでいるか	○
	○ 子どもの生育歴、強み、長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた情報を施設職員や里親等に提供している	
	○ 保護解除後も継続的な支援を行うために情報提供すべきその他の事項についても、その内容が明確、かつ的確である	
	○ 施設職員や里親への情報提供は、適切なタイミングで行われている	
	○ 保護所の職員から、施設職員や里親に引継ぎのカンファレンスが適切に行われている	
	○ 情報提供すべき内容が的確になるよう、情報提供の方法などを工夫している	
評価 (s、a、b、c) の理由 一時保護解除については児童相談所の児童福祉司が行うが、一時保護所での子どもの状況を伝えるなど情報共有を行っている。 施設職員や里親等に対しても一時保護所における子どもの生活状況を伝えている。		

◆評価の留意点

保護解除後も、子どもに対して新しい生活先の状況に応じた関係機関による継続的な支援が行われるようにするためには、一時保護期間中に得られた子どもの情報の引継ぎが必要です。

保護解除時の引継内容とその方法を確認し、必要な情報が適切に引き継がれているか、その仕組みがあるかを確認します。また、保護解除時のみならず、保護の継続判断を行う場合等における情報提供の内容、方法についても確認してください。

評価項目 【N63】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P64
---------------	---	-----

【N064】保護解除にあたり、子どもの所持物について適切な対応が行われているか

◆ねらい

一時保護解にあたり、子どもの所持物に関して必要な手続きや判断が行われているかを評価します。

【N064】の評価 (s、a、b、c)

a

判断基準 (該当する評価ポイントに○を記入)		評価 (○、△、×)
6 4 - 1	子どもの所持物は一時保護解除後に返還しているか	○
	○ 所持物の返還時には、受領証を徴している	
6 4 - 2	子どもの以外への返還は、適切に行われているか	○
	○ 子どもの福祉を損なうおそれのある所持物は、保護者等に返還している	
	○ 子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな保管物は、その権利者に返還している	
	○ 触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議のうえ返還を決定している	
	○ 権利者への返還は、権利を有しているかについて各種資料にもとづき慎重に判断している	
	○ 一時保護中の子どもの死亡等の場合で遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人を確認のうえ、交付している	
評価 (s、a、b、c) の理由 貴重品の管理は児童相談所の児童福祉司が対応、一時保護所は衣類等の貴重品以外の所持物を預かっており、保護解除にあたっては子どもの所持物を返還し、受領証を受け取っている。		

◆評価の留意点

保管物が子どもの所持品である場合には、一時保護を解除する際には、その子どもに返還する必要があります。ただし、子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還するなどの対応が必要です。

子どもに返還すべき所持品がもれなく返還されているか、また、子どもに返還すべき否かの判断が適切に行われているか、子どもへの返還が不適切な物については、保護者等への返還が行われているかを確認します。

保管物の返還にあたっては、後のトラブルを避けるため、受領証を受け取る等の手続きの工夫がされているかも確認してください。

評価項目 【N64】	【評価ランク】 s: 他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b: 「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c: 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	P65
---------------	---	-----